

現代廃棄物紛争と法的諸問題 (2)
—仮処分判例を中心として—

**Current Wastes Disputes
and Legal Issues Related (2)**
—With Reference to Preliminary
Injunction Precedents—

関根 孝道
Takamichi Sekine

Preliminary injunction is indispensable in wastes disputes for several reasons. First of all, the fact that formal lawsuit takes too much times until it provides final remedies for nuisance victims necessitates preliminary injunctions for them not to suffer from serious injuries by the construction and operation of wastes disposal facilities. In addition, the court is more likely to hesitate to issue final injunctions under the standard for judgement of injuries triggering legal remedies for the victims should such facilities come to be operated in a way that their closing down run against public interests. Although the victims' interests of health integrity are more important than any other evasive public interests, it is difficult to deny such a court's tendency as the consummation of wastes facilities makes the victims' entitlement for legal remedies less promising. On the other hand, at the time when such facilities are not yet constructed or operated, it is hard to prove the likelihood that residents around such facilities will be hurt by them. This article examines various legal issues relating to preliminary injunctions utilized for wastes disputes.

キーワード：廃棄物紛争と差止め 仮処分 被保全権利 保全の必要性 受忍限度論

Key Words : Wastes Dispute and Injunction, Preliminary Injunction, Right to be protected by Preliminary Injunction, Necessity for Preliminary Injunction, Standard for the Judgement of Injuries Rationalizing Legal Remedies by Preliminary Injunctions

目 次

関西学院大学 総合政策研究第 24 号 (2006 年 11 月) 掲載分

はじめに	43
第 1 廃棄物紛争、ことはじめ	44
1 なぜ、廃棄物紛争か	44
2 廃棄物紛争の当事者	45
2.1 国・事業者	45

2.2	都道府県・市町村	46
2.3	地域住民	47
3	今、なにが問題か	47
3.1	処理施設設置の困難	48
3.2	不適正処理・不法投棄	48
3.3	有害物質と環境汚染	49
3.4	社会経済システムの変革	49
3.5	あらたな公害モデルの登場—公害は克服されたか	49
4	具体的な、いくつかの問題	52
4.1	処分場の立地規制	52
4.2	安定型処分場の安全性	52
4.3	管理型処分場の安全性	53
4.4	その他の問題、いくつか	54
4.4.1	焼却施設の安全性	54
4.4.2	処分場の跡地利用	54
4.4.3	脱法行為	55
4.4.4	不法投棄・不適正処理の基準	55
5	廃棄物紛争と訴訟類型	56
5.1	廃棄物紛争の諸相	56
5.2	訴訟類型	56
5.2.1	地域住民 vs. 処理業者	57
5.2.2	地域住民 vs. 自治体	57
	(1)行政訴訟	57
	(2)住民訴訟	58
	(3)国家賠償訴訟	59
	(4)情報公開訴訟	59
5.2.3	処理業者 vs. 自治体	59
5.2.4	地域住民 vs. 排出事業者	60

(以下本号)

第2	仮処分判例	36
1	はじめに	36
2	一般的分析	37
3	事例研究 その1 (昭和40年代後半からその終りまで)	38
3.1	広島地判昭46.5.20判時631号24頁 (広島県吉田町ゴミ処理施設建設禁止仮処分事件)	38
3.2	大阪地裁岸和田支決昭47.4.1判時663号80頁 (岸和田火葬場建設禁止仮処分事件)	39
3.3	熊本地判昭50.2.27判時772号22頁 (牛窓市し尿処理場建設禁止仮処分事件)	40
3.4	千葉地決昭51.8.31判時836号17頁 (千葉市ゴミ埋立処理場建設禁止仮処分事件)	40
3.5	松山地裁西条支部昭51.9.29判時832号24頁 (土居町し尿処理場建設禁止仮処分事件)	42
3.6	徳島地判昭52.10.7判時864号38頁 (徳島市ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)	43

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

3.7	松山地判宇和島支部昭54.3.22判時919号3頁 (宇和島市ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)	45
3.8	名古屋地決昭54.3.27判時943号80頁 (愛知県津島市共同ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)	46
3.9	広島地判昭57.3.31判時1040号26頁 (広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分事件)	47
3.10	名古屋地判昭59.4.6判時1115号27頁 (小牧市共同ゴミ焼却場操業禁止仮処分事件)	49
4	事例研究 その2(平成年代以降)	51
4.1	仙台地決平4.2.28判時1429号109頁 (丸森町最終処分場工事中止仮処分事件)	51
4.2	大分地決平7.2.20判時1534号104頁 (大分郡最終処分場使用操業差止事件)	53
4.3	熊本地決平7.10.31判時1569号101頁 (産業廃棄物処分場建設差止請求事件)	54
4.4	甲府地決平10.2.25判例自治180号74頁 (産業廃棄物中間処理施設建設続行禁止仮処分事件(第一事件)・ 同平10.7.16同保全異議申立事件(第二事件))	57
4.5	福岡地裁田川支決平10.3.26判時1662号131頁 (建設工事差止等仮処分事件)	58
4.6	津地裁上野支決平11.2.24判時1706号99頁 (産業廃棄物中間処理施設操業禁止仮処分事件)	62
4.7	水戸地決平11.3.15判時1686号86頁 (全隈町産業廃棄物最終処分場建設禁止仮処分事件)	64
4.8	大津地決平11.9.24判例自治197号66頁 (廃棄物最終処分場立入妨害禁止等仮処分事件)	69
4.9	長野地裁松本支判平12.1.26判時1752号115頁 (産業廃棄物処分場建設差止請求事件)	70
4.10	大津地決平12.1.31判例自治202号64頁 (廃棄物等の埋め立て禁止仮処分事件)	72

第2 仮処分判例

1 はじめに

廃棄物紛争において仮処分のはたす役割は大きい。正式裁判（本案訴訟）には時間がかかり過ぎて、その間にも、廃棄物処理施設の建設は完成してしまうし、操業による被害の発生も起きてしまう。被害の事前抑止こそが重要である。そのためには、紛争の早い時期に機先を制して実効的な仮処分を打つことが、その後の廃棄物紛争を有利に展開していく鍵ともなる。操業が長期に及ぶと仮処分による救済も一般的には難しくなるので、早めのパブロンならぬ仮処分が効果的といえる¹。

ここでは、いわゆる仮の地位を定める仮処分—争いがある権利関係につき、債権者に生じる著しい損害や急迫の危険を避けるために、本案訴訟の確定まで仮の状態を定めるもの—が利用されるが（民事保全法23条2項）、将来の強制執行の保全を目的としないし、保全される権利の種類にも限定はない²。仮処分が発令されるには、(1)被保全権利と(2)保全の必要性の二つの要件を満たす必要がある。(1)は、さらに、①被保全権利の存在と②被保全権利の侵害の二つの要件に分けることが

できる。(2)は、「債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避ける」必要があることを意味する³。本稿でも、可能な限り、廃棄物紛争の仮処分事件につき、被保全権利と保全の必要性の両側面から検討していく。

民事保全手続の特質の一つに迅速性がある⁴。健康被害型の廃棄物紛争では、時間のかかる裁判はそれだけ被害を甚大なものとするので、とくに迅速性が要求される。迅速な発令を保障するために、必要とされる立証の程度も「保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性」につき「疎明」で足りるとされているし（同法13条2項）、証拠方法も「即時に取り調べることができる証拠」に制限されている（民事訴訟法188条）⁵。

審理方法も、迅速性のほかに密行性の要請もあって、口頭弁論や債務者審尋の手続を任意的とされているが（民事保全法3条、7条、民事訴訟法87条2項）、仮の地位を定める仮処分の場合には、債務者に与える影響の重大性にも考慮し、原則として口頭弁論か債務者審尋の手続が必要とされている（同法23条4項）。これが仮処分の本案化現象を生み、審理を長期化させる原因となっている⁶。債務者の手続保障とのかねあいの問題でもある。

仮処分の一般論は一本稿の目的とするところではないので—この程度にして、以下、廃棄物紛争を

1 仮処分一般の実務的な解説書として、原井龍一郎・河合伸一編著「新訂版実務民事保全法」商事法務(2002)[以下「原井・河合」として引用]、瀬木比呂志「民事第2 仮処分判例保全法全訂第二版」判例タイムズ社(2005)[以下「瀬木」として引用]、東京地裁保全研究会編著「民事保全の実務(新版増補上・下)」(2005)、理論面から実務面までに及ぶ詳細な論稿を集めたものとして、中野貞一郎・原井龍一郎・鈴木正裕編「民事保全法講座1—基本理論と法比較」「同2—審理手続と効力」「同3—仮処分の諸類型」法律文化社(1996)。

2 中野貞一郎編「民事執行・保全法概説第3版」有斐閣双書(2006)365頁[以下「中野」として引用]、原井・河合88頁、参照。

3 原井・河合83～99頁、瀬木142～198頁、参照。「債権者に生ずる著しい損害」の要件につき、最決平16.8.30民集58.6.1763(いわゆるUFJ信託銀行経営統合交渉差止め仮処分申立事件)、参照。

4 迅速性につき、原井・河合12頁、瀬木77頁、参照。

5 「証明」が合理的疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を裁判官がえた心理状態であるのに対し、「疎明」は一応確からしいという推測を裁判官がえた心理状態を意味する(法令用語研究会編「法律用語辞典第3版」有斐閣(2006)742、888頁)。「疎明」につき、詳しくは、原井・河合143～147頁、瀬木285～291頁、参照。このような立証程度のちがいは仮処分判例を理解する上で重要であるし、本案訴訟における結論とのちがいを説明することにもなる。

6 仮処分の本案化・長期化につき、河合・原井3頁、瀬木48～65頁、参照。なお、保全命令に対する不服申立につき、保全異議の申し立て(同法26条)、債務者の申し立てによる保全取消し(37条3項)、事情変更による保全取消し(38条)、特別の事情による保全取消し(39条)、保全抗告(41条)などの手続がある。瀬木146～150頁、参照。

めぐる仮処分判例を検討していく⁷。

2 一般的分析

一般に、公害の差止めは、被害発生前の事前差止め型の場合には、権利侵害の蓋然性の立証は困難であるが、差止めによる加害者の影響—とくに、施設完成・操業前—は小さいのに対し、操業による被害発生後の事後差止め型の場合には、反対に、権利侵害の蓋然性の立証は容易であるが、差止めによる加害者の影響は大きいとされる⁸。この点は廃棄物紛争の場合にも同様である。一般的には、差止めの正否の判断において、被害者側の事情—ここでは被害に焦点が当てられる—と、加害者側の事情—差止めによりこうむ

る不利益—が比較衡量される。公害が問題となるケースでは、健康被害という最重要の法益侵害が窮極的には問題となるのだから、加害者側の経済的不利益に配慮すべきでない。この点は異質的な保護法益の比較衡量—一言いかえると、プライオリティのつけかた—の問題ともいえるが、健康面をふくめた人格的利益は他のすべての法益に優先するのであって、ここでは調和条項的な「バランス」を考える余地はない⁹。

判例上、差止め認容事例の特徴として、比較的早い時期から、被保全権利が金銭賠償によって償えないこと、施設の有害物質処理機能が計画通り正常に働かない蓋然性の高さ、立地条件が悪く他に代替適地がないとはいえないこと、事前の環境影響調査の不十分、住民に対する説明、説得、

7 仮処分の一般的な解説書として、中野前掲書のほか、生熊長幸「わかりやすい民事執行法・民事保全法」成文堂(2006)、廃棄物紛争に関連した仮処分につき、若林弘樹「いわゆる嫌忌施設に関連した建設差止の仮処分の問題点」門口正人・須藤典明編「新・裁判実務大系13民事保全法」青林書院(2003)[以下「若林」として引用]215頁以下、参照。

8 たとえば、澤井裕「公害差止の法理」日本評論社(1976)210頁、後述する徳島市ごみ焼却場建設差止仮処分申請事件の第一審判決も、「一旦ある施設が建設され稼働し始めた後、その差止を認めることは、建設者に莫大な犠牲を強いるものであり、種々の利益衡量からして、よほどの公害でない限り認容するのは困難であり、付近住民としては損害賠償あるいは移転補償を要求しうるとどまることが多いと思われるが、建設計画段階においては、これと利益状況と異にし、建設者側が仮に用地取得等に莫大な費用を費やしているとしても、用地そのものは他に利用可能な状態のまま残されており、事前差止を認められたからといって、施設建設に資本を投下している場合に比べるとはるかに損害は少ないと思われ、一般的には他へ計画変更が可能」と判示されている(判例時報(以下、「判時」という)864号73~74頁)。操業後の差止めが事業者に与える経済的不利益を理由に「よほどの公害でない限り認容することは困難」としている点は、少なくとも住民の健康被害が問題となるケースでは是認しえないことにつき、次注参照。

9 大塚直「環境法第2版」有斐閣(2006)[以下「大塚環境法」として引用]561頁は、「人の健康被害が生ずる蓋然性の高い場合には、その活動の社会的有用性が高度なものであっても、差止めが認められるべきことは、今日、裁判例、学説のいずれにおいても承認されていると考えられる」としているが、この「蓋然性」のハードルの匙加減によっては、被害が発生するまで「社会的有用」性が「高度」とされる事業活動が優先されることになりかねず、結局は、健康被害と事業活動の「調和条項」的な調整作業—それは特定少数者の具体的な人格的利益の犠牲において、不特定多数者の曖昧な経済的利益を優先させる—が、この「蓋然性」判断にすり替えられる危険がある。むしろ、差止めの場合に健康被害の「高い」蓋然性を要求するのではなく、少なくとも仮処分では「迅速な」裁判によって問題の解決を図るべきであろう。とすると、加害行為の「社会的有用」性が「高度」なものであっても、人の健康被害が生ずる一般的な蓋然性のある場合には、その蓋然性がとくに「高い」ものでなくとも差止めを認めてよいと考えられる。被害者・加害者双方の諸事情の比較衡量をふくむ受忍限度論一般につき、同上544頁、若林217頁、調和条項の評価につき、阿部泰隆・淡路剛久編「環境法第3版」有斐閣(2004)[以下、「阿部・淡路環境法」として引用]170頁[北村喜宣執筆]、参照。なお、後述する諫早湾干拓工事の差止め請求に係る福岡高裁決定は、漁業権・漁業行使権にもとづく物権的請求権の成否及び内容を仮の地位を定める仮処分命令手続において判断するには、被保全権利及び保全の必要性について、民事保全法13条2項が定める「疎明」が必要であるが行為の差止めを求める場合には、「その事柄の性質上、これらの事由の疎明の程度としては、一般の場合に比べて高い、いわゆる証明に近いものが要求される」と判示している(判時1911・117)、疑問である。公共事業だから公益性があるという誤った前提に立つかのごとくであるが、少なくとも被保全権利が人格的利益に係わる権利である場合には、反対に疎明の程度の閾値は下げられるべきである。この点につき、若林222頁以下は、「有害物質の排出の可能性、その程度、それが大気や水を汚染する可能性、その程度、住民の健康に及ぼす影響の有無、程度などは、高度に科学的な問題であり、それらが被保全権利の有無の判断において決定的な要素であるにもかかわらず、債権者において科学的な事項についての適切な判断資料を収集・提出できないという制約による不利益を一方向的に負担ししなければならないことは相当ではない。そうすると、疎明方法の制約については一般の保全事件と同様に扱う[—疎明の即時性の制限から、仮処分申立ての審理においては、鑑定を利用することはできないことなどを意味する—筆者注]以上、疎明の程度を下げ、あるいは、一種の疎明責任の転換を行うという処理は是認しうるものであろう」としている。健康被害の蓋然性の高さや疎明の程度は別個の問題であるが、健康被害が問題となる仮処分事案において、疎明の程度を低くしたり疎明責任を転換したりすることは、健康被害の蓋然性についても一般的な程度で足りるとすることと同義となるように運用すべきであろう。

交渉、協議の不十分などが指摘されており、注目される。

被保全権利の侵害の要件についても、権利侵害の蓋然性と受忍限度の考慮要因として、(1)発生源とされる施設の構造について、①計画・設計上の施設の構造につき、現在・将来における見通しや地形・地質条件をふまえて検討し、また、②他の事例における施設の実態から、当該問題施設の計画・設計の将来予測をおこない、③問題施設と他の事例の異同につき、改善点やその実施可能性を検討し、(2)発生源とされる施設の運営と組織について、①計画施設の運営と組織、現実の実施状況、②他の事例における施設の運営と組織、③当該問題施設と他の事例との異同につき、改善点とその実施可能性を検討し、(3)立地の不可避性について、当該問題施設を予定地に設置せざるをえない事情、等々が検討されている¹⁰。このような判断枠組みは、当該事案における将来的な被害の主張・立証方法として、仮処分事例では合理的—というか、他に適当な方法はないかも知れない—なものといえよう¹¹。

以下、代表的な個々の仮処分判例を素材として、便宜上、昭和40年代後半からその終りまで、平成時代の最新判例に大きく分けて検討していく。し尿処理施設、火葬場、焼却施設、最終処分場などの施設ごとに、あるいは、一廃処理施設と産廃処理施設ごとに分類検討することも考えられるが、廃棄物判例の特徴として、よき先例を橋頭堡としてバトンを渡すように発展しているので、全体的な判例の流れを理解するためにも、年代順に並べていくことが有益だと思われる。以下に紹介する初期の裁判例には、火葬場やし尿処理施設などのように、廃棄物処理施設というよりも一般的な嫌忌施設というべきものも含まれているが、

仮処分判例の足跡上、先例的な意義を有するものが少なくない。この時代、一般的な嫌忌施設をめぐる事例が多いのは、それらの立て替えの時期と重なったことによるのであろう。当時、すでに本格的な大量生産・廃棄の時代に突入していたが、ほどなく廃棄物紛争として社会問題化し、訴訟の表舞台に登場することになる。

3 事例研究 その1

(昭和40年代後半からその終りまでのもの)

3.1 広島地判昭46.5.20判時631号24頁

(広島県吉田町ゴミ処理施設建設禁止仮処分事件)

この事件は、付近住民の生活環境(大気、水)が汚染されるおそれが確実であるとして、し尿処理施設、ゴミ処理施設の建設禁止を命じた初期の事例として著名である。主要な争点は、(1)申請人適格、(2)被害認定方法、(3)公共性との調整要因などであった。裁判所の判断は以下のものであった。

(1)につき、一応の地域的關係から判断する手法を採用し、個々人の受ける被害の個々の判断は不要とし、地域的關係からみて明らかに申請人適格を有しない者のみを除外するという、当時としては、画期的な判断をおこなった。

(2)の被害認定につき、施設の建設操業により、水質、大気が汚染され住民の生命身体が害されるおそれが確実だとし、その考慮要因として、施設の構造、予定地の地理的条件、被害者らの生活状態などが検討された。

(3)の公共性との調整要因については、被害の程度態様、予定地選定の経緯、生活妨害の不可避性などを検討し、地元側の意見聴取、補償措置・公

10 東孝行「新判例評釈」判例タイムズNo.344・125～126(東孝行執筆)は、過去の裁判例や後述する千葉市ごみ処理場建設差止事件を参考として、「終末処理場及びこれに類する施設による権利侵害のおそれについて、事実認定の理念型といったもの」として以上の諸点を指摘しており、本文の記述はこれに依拠している。

11 この点は、仮処分における疎明方法の制限とも関係することにつき、若林222頁、仮処分手続と検証・鑑定につき、潮海一雄・判例評論197・148(判例時報777号)、参照。

害監視体制の話し合い、他の土地の物色検討の努力などにも言及している。

同事件につき、広島高裁は、稼働中の他の同種施設の実状を検討するとともに、追加要因として、被害軽減措置につき具体的な計画がないこと、早急な施設建設の必要に迫られたのは行政の不手際が集積した結果であって、そのしわ寄せを住民が甘受すべき理由はないとし、入手しうる代替適地やより高度な能力を有する設備が皆無である疎明はないとして原判決の判断を支持したのが、注目される¹²。早急な施設建設の必要性といたことが行政的な恫喝の手段として使われたりするが、いわば身からでた錆であって、行政に有利な事情として援用されるべきではない。行政の怠慢・計画性のなさの尻ぬぐいを住民が強いられるいわれはない。

3.2 大阪地裁岸和田支決昭47.4.1判時663号80頁 (岸和田火葬場建設禁止仮処分事件)¹³

この事件は、付近住民の生命、身体に対する損害発生のおそれがあるとして、火葬場の建設、使用、操業を1年間禁止したものである。もとより廃棄物紛争というべきものではないが、火葬場は廃棄物処理施設と同じく嫌忌施設の一種であり、共通する論点も少なくない。主な争点は、(1)仮処分請求の適法性、(2)被害認定方法などであった。

(1)の仮処分請求が許されるかであるが、行政事件訴訟法は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」につき仮処分を禁止しているので(44条参照)、争点となった。ここでは、火葬場

の都市計画決定からその建築行為の全体や使用操業の性質が問題となり、「公権力の行使に当たる行為」かどうか検討された。裁判所は、公共施設の設置行為につき設置決定とその建設ための事実行為を区別し、後者は公権力の行使には該当しないとして仮処分申請を適法なものとした¹⁴。

(2)の被害認定であるが、裁判所は、本件火葬場について悪臭、粉じん防止についての確証が得られないこと、大野池(灌漑用水、水不足時の飲料水)に雨水が落ちること、既にし尿処理場やゴミ処理場による環境汚染が存在することにより、住民の生命、身体に対する侵害があることを前提としつつ、その他の考慮要因として、①既存のゴミ焼却施設、し尿処理場と本件施設の3施設による環境汚染、②住民説明会の不十分、公害防止装置の説明がなく、公害監視体制や補償措置の話し合いもないこと、③施設・運営に改良の余地あるのに工事着手したこと、④予定地の決定が山間部設置よりも格安で、認定道路に接続していることが理由とされたこと、⑤代替地として開かれていない山間部が現存すること、⑥住民と施設の位置関係などを指摘し、仮処分申請を認容した。

なお、勧告的な意見として、仮処分中、住民への十分な説明、上記諸要因について協議し検討すべきことを表明した点も、裁判所が行政後見的な役割を果たしたもので注目される。逆にいえば、行政の頑な「建設ありき」の姿勢に対する批判を読みとれる。

12 広島高判昭48.2.14判時693・27。同事件の解説として、伊藤進・判例評論177・136(判時715号)、森島昭夫・淡路剛久編「公害・環境判例百選」別冊ジュリストNo.126(1994)[以下「公害・環境判例百選」として引用]16頁(國井和郎執筆)、淡路剛久・大塚直・北村喜宣編「環境法判例百選」別冊ジュリストNo.171(2004)[以下「環境法判例百選」として引用]14頁(片岡直樹執筆)。

13 同事件の解説として、公害・環境判例百選6頁(吉田邦彦執筆)、環境法判例百選6頁(同)、参照。

14 公権力の行使に当たる行為の意義につき、塩野宏「行政法Ⅱ(第4版)行政救済法」有斐閣(2005)95頁以下、とくに107頁以下、参照。なお、廃棄物紛争事案ではないが、最近の裁判例でも、たとえば、諫早湾国営干拓事業の工事に対する差止め仮処分申請事件につき、当該事業は「行政事件訴訟法44条にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』には該当するものではない」として、その差止めを求める仮処分申請が適法とされている(福岡高決平17.5.16判時1911・116)。

3.3 熊本地判昭50.2.27判時772号22頁

(牛窓市し尿処理場建設禁止仮処分事件)¹⁵

これは、事前の公害防止や回避対策の欠如などを理由に、し尿処理施設の建設を差し止めたものだが、当該施設からの放流水により米淵湾とその湾付近の海域が汚染される結果、漁業その他の生活上の被害を生ずる蓋然性が高いと予測されるから、当該施設の設置は、長年漁業および生活の場として同海域と共に生きてきた住民らをして、その居住地、住居を生活の場として利用するのを困難とさせるに等しく、本件施設が公共性の高いものであっても、その建設を許容すべき特段の事情のない限り、受忍限度を越える違法なものと認定された¹⁶。

裁判所は、このような認定をするについて、(1)当該問題施設と設計製造者・構造が同一の5カ所の施設の実状を検討し、(2)公害防止、回避対策の不十分さについて、①予定地において漁業が行われ、住民の健康に悪影響が予想される場所であること、②設置予定施設が海水汚濁の最低基準を守る性能を有するか、③海域の潮流の方向、速度の専門的な調査研究、④放流水の拡散、停滞の状況の的確な予測、⑤放流水の魚介類等への影響の生態学的な調査などを踏まえて判断し、(3)調査結果に基づく具体的な補償問題を含む住民への説得措置がなされたか、(4)施設設置の必要は行政側の一方的な事情であることなどの諸点を考慮すべきものとした。

これらのうち、(1)および(2)は被害の蓋然性に関するものといえるが、(3)は住民への補償・説得という手続の適正を問題とするもの、(4)は、保全の必要性判断において施設設置の公益性を安易に

認めず、行政の怠慢のツケを住民らの不利益に援用することを許さなかったものとして、注目される。いずれにせよ、(3)および(4)の点は、廃棄物紛争仮処分の肯否が被保全権利と保全の必要性の判断だけでは済まないことを示している。

3.4 千葉地決昭51.8.31判時836号17頁

(千葉市ゴミ埋立処理場禁止仮処分事件)

この事件は、最終処分場—千葉市が同市内のくぼ地（谷津田）に計画したごみ埋立処理施設—に関する比較的初期のものであったが¹⁷、問題施設は既設施設に比して安全性が高く公害発生のおそれもないとして、申請却下された。そこでは、稼働中の同種施設の実状が検討され、公害発生の実例も認定されたが、当該問題施設の構造、埋立方法、ゴミ処理方法、地下水汚染対策、その他の環境保全対策、千葉市における全体的ゴミ処理の実状と将来計画の具体性、予定地の立地条件などの要因が考慮された。

すなわち、「本件計画においては、本件施設が予想どおりの性能を発揮した場合、地下水汚染などの被害の虞はないものとされているが、計画段階における性能と実施後における性能とは必ずしも一致するものとは限らないから、本件施設の実施後における性能を予測する上において、既に実施中のごみ処理施設の実情を知る必要がある」として、他の既存施設の実情を検討し「地下水汚染を初めとする種々の被害が生じていることが明らかである」と認定された。一方、「他のごみ処理施設と本件施設とは、その構造や方法、ごみ処理方法、地下水汚染防止対策、環境保全対策などが相当異なっていて、これを同一に論ずることは

15 同事件の評釈・解説につき、前掲潮海146頁、公害・環境法判例百選64頁（森島昭夫執筆）、環境法判例百選21頁（北河隆之執筆）。

16 鹿兒島地判47.5.19判時675・26（国分市し尿処理場増設禁止仮処分事件）も同じくし尿処理場の事件であったが、施設による生活妨害が受忍限度をこえる疎明がないとして却下されている。この事件はあらたな施設建設ではなく既存施設の改善・増設のケースであり、この点も申請却下と関係するかもしれない。差止請求の法的根拠として環境権も主張されたが否定された。

17 判時836号17頁のコメントによると、「埋立によるごみ処理施設の事前差止め請求事件の裁判例としては、本件がはじめてのものと思われる」とされている。

できず、本件施設においては公害の発生を十分に防止することができる」とも考えられる」として、「本件処理施設について、千葉市におけるごみ処理の実状、施設自体及び立地条件などの面からみて、本件予定地付近の住民に被害を及ぼす虞がないか否か」が検討された。

結論として、「本件施設自体の構造、ごみ処理方法、地下水汚染対策、その他の環境保全対策の諸点において具体的計画がみられ、かつ他のごみ処理場におけるような被害を及ぼすにいたることはないものと推認される」とされた。

裁判所の判断については以下のような批判が可能である¹⁸。

第一に、「本件施設自体の適否とその影響」について、「本件予定地の地盤改良を行ったうえで、その底面と両側傾斜面の全面にわたって透水性の極めて少ないゴムシートを敷き、右ゴムシートの上側には污水管を、下側には湧水管と雨水管を整備するとともに、本件予定地法肩（マ。路肩の誤りか）周辺にU字溝を設けて地表水がゴムシートの裏側に流れ込まないような構造をとっており、右予定地北側には第三次処理まで可能な汚水処理場も建設される予定である」ことが重視されているが、今日の知見に照らすと、このような管理型処分場の構造をもった処理施設が安全なものとは、到底いえない。

第二に、「立地条件の適否とその影響」の判断であるが、裁判所は、「本件予定地周辺の申請人ら居住地は県営水道の給水区域外で、現在給水区

域拡大の計画はみられないので、水道引き込みの可能性はなく、申請人らは今後も引き続き現在使用中の井戸水を利用することとなるものと考えられ、また、本件予定地とグリーンタウンの水源井である高根三号井の給水塔との最も近接したところは、距離がわずか約50メートルであり、そのすぐ南側にグリーンタウン居住の申請人らの居宅が存在する」と認定しながら、一方で、「本件予定地については既に水文地質調査（表層地質検査、ボーリングや電気探査による地下地質検査）、井戸の実態調査、揚水試験、トレーサー試験、浸透試験がなされており、前述のとおり環境汚染の虞も少なく¹⁹、搬入路として千葉道があり、土地も広く埋立の効率が良く、千葉道を境に産業廃棄物、生ゴミ、焼却残灰などのごみとその他のごみの投棄場所が異なるため両者の区別も容易であり、交通量も少ないところであり、用地基準に適合することなどが認められ、その他に本件予定地がごみ埋立場として特段不相当であることをうかがうに足りる疎明はない」とされたが、極めて疑問である。

当該施設は、飲用・生活用水を井戸水に頼らざるをえない住民のわずか50メートル前後のところに建設される巨大施設であり²⁰、今日の基準でいえば、たやすく人格権—少なくとも浄水享受権—の侵害が認められるケースであったと考えられる。

第三に、裁判所は、結局、ごみ処理の必要性という行政サイドの都合だけを優先させたようであ

18 本決定に対する前掲東孝行・新判例評釈は、すでに1977年の早い時点において、本決定の問題点を次のように喝破している。すなわち、「底に敷く厚さ1.5ミリのゴムシートがどの程度耐用期間を有し、かつ、ごみの腐敗、これに含まれる環境汚染物質の残留期間がどれ位であるかということ、これに備えた施設運営、埋立済後の監視体制面について具体的な認定が見当たらない。又、地震等通常考えられる異常災害に対する備え、これに対応する予備的な機能の有無についても同様具体的な認定が見られない。さらに、他の実例中には計画どおりの措置をとらなかつたがための環境汚染問題があった旨認定しているのに、本件施設についてどのような運営の組織の改善があるから計画どおりの措置をとりうるかという点について具体的にふれられていない」。卓見といえよう。

19 このように「前述のとおり環境汚染の虞も少ない」とされたが、その「前述」の部分の認定は、債務者の提出資料をそのまま援用したような感じであり、その安全性の一部は「ゴムシートや污水管、汚水処理施設などがその計画どおりの性能を発揮した場合には」という限定つきである（判時836号21頁）。後述するように、証明の公平な負担の見地から、住民によって処理施設の安全性を疑わせる一応の立証がなされた場合には、その設置者に当該施設の安全性についての立証責任が転換されるとすれば、設置者において安全性の立証がなされたと言えるか疑問である。

り²¹、この点は、従来の判例が行政上の必要性といたことを住民の不利益に援用することを許さなかった流れに逆行するものである。司法の役割は少数者の人権保障であり、それが人格的利益という最優先の法益侵害が問題となるケースでは、行政上の必要性を公共性として援用することは許されるべきではない。

なお、本事件の評価すべき点として、以下を指摘できる。

最終処分場の建設と埋立処分の計画が「非権力的行政処分」に当たるとされ、その差止めは行政訴訟・民事訴訟のいずれによっても求めうるものとされた。曰く、「個人の法益を直接に継続的に左右する効果を公定力をもって生ぜしめるような権力的な行政処分と異なり、権力行使の実体をもたないが、一定の行政目的を遂行するため公共施設を建設するなど、結果において個人の法益に対し継続的に事実上の支配力を及ぼすことがあっても、もともとは非権力的な行政処分に対しては、法益救済の便宜からみても、訴えの利益をもつ者において、取消訴訟、執行停止申請の手続によって救済を受けることができるほか、原則として権力的な行政処分の如く公定力及び不可争力を伴わないので、右救済を利用せず、仮処分を含む

民訴法などを選択して（なお、本案訴訟として民訴法上の訴えの提起ができる以上、これと体系を同じくする仮処分申請ができることはいうまでもない）法益主張をすることも許される」（同上19頁）。

申請人適格についても、初期の判例に共通して争点となったが、申請人ごとの個々の判断ではなく、住民集団としての地域的な判断をもって代替されている。曰く、「本件申請は、本件予定地に本件施設を建設してごみを搬入、投棄することに対し、将来の被害を予測してその事前的差止めを求めるものであり、かつ、その被害の及ぶ範囲も広くそれによる被害者も多数人が予想されるのであるから、個人、個人の受ける被害の程度を個々に判断することは容易でなく、仮処分の段階では一応地域的な判断をもってこれにかえざるをえない」²²。

3.5 松山地裁西条支部昭51.9.29判時832号24頁 (土居町し尿処理場建設禁止仮処分事件)

この事件では被保全権利の疎明がないとして申請却下された。

当該施設と稼働中の同種施設との比較がなさ

20 決定文によると、「本件予定地は南北の延長約1000メートル、東西の幅約50メートル」で、その面積は合計8万1318.46平方メートル、その容積は合計43万6100立方メートルであり、約32万4478立方メートルのごみ投棄が可能」とされている(同上19頁)。8ヘクタール超の最終処分場が居住地のわずか50メートルの目と鼻の先に出現することの異常さが認識されていない。申請人らの主張によると、「本件予定地から北西約2キロメートルの地点に存在する下田地区の既存のごみ処理場と相まって申請人らの居住地周辺はごみ処理場と化す」ということであり(同上18頁)、すでに申請人らの居住地一帯は千葉市のごみ捨て場とされていたようである。とすると、この事件は、千葉市によって地域住民が兵糧攻めならぬ「ごみ攻め」に曝されていたもので、権力による地域住民の人権侵害事犯ともいえる。このような権力の暴挙に対する地域住民の闘いは、かつての足尾鉍毒事件における谷中村民の弾圧を彷彿させる。荒畑寒村は、その歴史的名著「谷中村滅亡史」の中で村民の闘いを次のように讃えたが、その讃辞は本訴訟の集落住民にも妥当するものである。ここに引用しておきたい。曰く「金力と権力とは、現社会における尤も強大なる勢力ならむ。されどこれらに増して強きは、実に正義の力なり。見よ、政府がその金力と権力との、強大なる一撃を加ふところ、何ものか能くこれに堪え、これに抗し得るものぞ。しかれども貧弱なる谷中村民は、数年の久しき実に能くこれに堪えて、敢然として勇戦奮闘を続けたりき。政府堤防を築かざる時、彼らは独力能くこれをなせり。(中略)見よ、政府の虐待や、酷遇や、凌辱や、かへって彼らの志を堅くせしむるに過ぎず」(岩波文庫(2005)160頁)。現代版の谷中村事件のようなものが廃棄物紛争において見られることは少くない。

21 裁判所は、「本件計画は被申請人が地方自治体として千葉市のごみの衛生的処理を目指すものであって公共性があり、申請人らに対する害意をもつものでもなく、公害防止のための諸設備も設置して公法的基準を遵守しようとしているのであるから客観的違法性[受任限度を超えた状態を意味する(筆者注)]の存在はないものと推認される」としているが、牽強附会のそしりを免れないであろう。そこでいう「公共性」は住民の健康被害が問題となるケースでは考慮すべきでないし、既存の近隣最終処分場と相まって、住民の居住地一帯をごみ捨て場とする計画に「害意」がないとはいえないし、「公法的基準の遵守」と違法評価は別一廃棄物関係では、基準そのものに欠陥のある場合も少なくない一である。

22 具体的には、予定地から約1200メートルに居住する住民の申請人適格が肯定された(判時836号19頁)。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

れ、公害発生事例や良好な操業例を認定しつつ、当該施設と従前施設の相違点が明らかにされ、「本件施設は、従前の施設と対比して、処理工程等において重要な相違点や配慮がなされており、また本件施設と同一構造の施設について、良好な成果を挙げているものも存すること等の諸点をあわせ考えると、本件施設が設計どおりには稼働せず、その運転により悪臭あるいは公の基準を上回る汚水を排出する蓋然性が高いものとは認め難い」とされた。

結論を導く考慮要因として、①従前施設は二次処理工程、当該施設は三次処理工程で脱臭方式も最新式であること、②過剰投棄のおそれはないこと、③設計・施工の監理体制、故障の防止・対応策、管理運営体制が整備されていること、④悪臭と水脈の枯渇が発生する蓋然性はないこと、⑤海水浴、潮干狩りの不能、心理的・社会的な影響は受忍限度内であること、⑥当該施設建設に関する手続に住民意見を聴取しない違法はないこと、などが指摘されている。

この事件もし尿処理場に関するもので、上述した吉田町事件や牛窓市事件とは結論を異にしているが、単なる事案の違いのほかに、各処理施設の計画時期が吉田町事件が41年、牛窓市事件が46年、本件が49年で、その間に処理施設の性能が向上したこと、行政側も敗訴事例から学習したことなどを指摘できるであろう²³。

3.6 徳島地判昭52.10.7判時864号38頁

(徳島市ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)

この事件は、昭和50年代初期の早い時期に、公害発生を理由に都市ゴミ焼却場の建設禁止を認容したものとして、きわめて注目すべきものである²⁴。裁判所は、当該施設について、規模等や立

地条件からみて、公害発生の蓋然性は一般的・抽象的なものをこえ、相当高度に具体的だと認定した。とくに、(1)立証責任の軽減・転換、(2)公共性との関係、(3)差止めの考慮要因についての判示部分の先例的な意義は、きわめて大きい。

(1)につき、建設予定施設による公害発生と住民側の蓋然性立証について、「住民側としては、当該施設の規模、性質、立地条件からして、自己らに受忍限度をこえる公害被害の一般的抽象的蓋然性があることを立証すれば足り、右立証がなされた場合には、建設者の方で、右のような蓋然性にも拘わらず、当該施設から受忍限度をこえる公害は発生しないと断言できるだけの対策の用意がある旨の立証を尽くさない限り、その建設は許されない」と判示された。

しかして、当該ゴミ焼却場の規模等や立地条件からみて、「受忍限度を超える公害の蓋然性は単に一般的抽象的なものにとどまらず、相当高度に具体的であると認めるのが相当であって、なおのこと、徳島市の方で、十分な公害対策を用意し、各種公害があるとしても受忍限度以下に抑えることが確実に可能であることの立証が要求される」としつつ、この立証が尽くされているか検討された。

この検討に際し以下の諸点が強調された。第一に、設計上の机上の理論値ではなく、同種設備の稼働状況の実態を重視すべきこと、第二に、設備能力の低下・故障によるトラブル発生時の公害対策について、各個の公害が総合的に環境汚染・破壊に結びつく以上、これを一個の総体的・複合的公害として把握すべきことが指摘され、高く評価される。

(2)につき、当該施設のような「この種施設が市民の生活環境の保全、公衆衛生の向上に奉仕する極めて公共性の高いものであり、徳島市は、地方

23 判時832号30頁の匿名コメント、参照。

24 同事件においては、いわゆる慣行水利権の根拠・存否も問題となり、日本の近代的な土地所有権の確立過程にまで遡って詳細な分析が加えられており、学術的にも価値の高い判示がなされている。

自治法及び廃棄物の処理に関する法律によって一般廃棄物の処理を義務づけられていると解され、ごみ量が増加すれば、市内のどこかに建設しなければならない性質のものであることから、その建設場所を決定するにあたっては、いわゆる環境アセスメントを行ない、科学的に公害発生の蓋然性を検討したうえで、これらの観点からみた立地条件が本件土地より優れている土地（同一程度の条件の土地は除く）は、他にないことを確かめたうえで、その調査結果を周辺の住民に示し、公害防止対策や補償問題などをも含めて、住民に十分に説明し誠意を尽くして交渉していると認められる場合には、住民に対する補償（特に被害の激しい者については移転補償を含む）の履行、操業開始後故障等により予定以上の有害物質を出した場合の操業中止等の措置の確約（公害防止協定の締結がより望ましい）などを条件に、施設の建設自体は許容されるべきであると解する余地が必ずしもないわけではないと思われる」とされた。

このように、環境アセスメント手法により、科学的な公害発生の蓋然性の検討、代替適地の確認、住民への十分な説明と誠意ある交渉、補償措置、公害防止協定的な取り決めと言及したのも画期的であった。

(3)の考慮要因であるが、①徳島市の公害予測

と対策に係る証拠について、工事請負会社の社員と焼却炉製造メーカー社員の陳述書と証言のみであったので、この点の不十分さを指摘し、②同種設備の稼働状況の実態をふまえ、理論上、計算上の数値だけでは不十分だとし、「ごみ焼却場については、ごみという焼却対象の種々雑多性から、品質、分量が一定している化学工場などの公害予測と性格を異にし、正確な予測は困難であり、机上の設計どおりに稼働しうるか否かが問題」だとしつつ、上記のように、故障等のトラブル発生時の対策についても言及し、③予定地選定と取得経緯、④住民との交渉経緯などの諸事情についても検討を加えているのが注目されよう。

③について敷衍すると、裁判所は、「徳島市が本件土地を用地として選定した理由として主張するところは要するに、地主の同意が得られたこと、田園地帯で近隣に比較的住民が少ないこと、及び市東南部の既設論田焼却場の関係で交通事情の面から都合がよいことに尽きるようで」とあり、予定地について「立地条件に慎重な考慮を払いつつ、公害の害の蓋然性を検討し、代替地の有無の検討をも含めた環境アセスメントがなされたとは到底認められない」として、行政の対応を批判している。

④についても、「徳島市が反対同盟構成員らに

25 同事件の控訴審判決につき、訟務月報33.12.2871、判例地方自治(以下、「判例自治」という)38号19頁、公害・環境法判例百選34頁(東孝行執筆)、環境法判例百選26頁(同)、参照。控訴審の高松高裁は、環境影響評価、代替地の比較検討、住民の同意取得などの事前手続の履践は「政治責任の問題」で、その手続上の欠缺があったからといって、「政治責任が問われることがあるのは格別、本件施設予定地の選定、ひいては本件施設の建設が違法となり、すべてを白紙に返して、初めからやり直さなければならないものとなるものではない」として、小手先の議論で一蹴し、受忍限度を超える公害発生の蓋然性の存否の主張立証責任についても、「民事訴訟の原則に従い、これを主張する被控訴人[反対同盟とこれに加入する住民ら(筆者注)]にあるというべきである。ただし、被控訴人において環境影響調査を行うことが、控訴人[徳島市(筆者注)]側に比して容易でないことは否定すべくもないが、それは心証形成の過程において自ら配慮されるべき問題であって、公平の観点上、あえて右主張立証責任を別異に解さなければならないほどの事由が存在するものとは認め難いからである」と切り捨て、一審判決がパライオニア的にきり拓いた挙証責任の軽減・転換の理論には一顧だにしない。高裁判決には現場から考える視点はなく、一般論を弄して観念の世界で彼岸的な満足を説くものでしかない。現場から離れた高いひな壇からは一審判決のような「生きた」法理論は望むべくもない。今日的な判例の歴史的評価としては、一審判決にこそ先例的意義があり、廃棄物判例としての地歩を固めたものといえる。高裁判決は悪しき先例でしかない。一審判決は、現場・現実・現状を直視し、当該事案における正義・衡平の実現という観点から問題解決を図ったものだが、高裁判決の論理構成はこのような良き一事実認定に基づく一審判決を「破棄」する際の決まり文句のようなもので、現場を知らない上級裁判所が下級裁判所の判断を覆すための常套手段でもある。公害環境分野における「現場に始まり、現場に終わる」現場主義の重要性につき、日本弁護士連合会編「ケースメソッド環境法第2版」日本評論社(2006)2頁以下とくに4頁、英米判例法主義における裁判所の事実認定と法的判断のくだし方につき、拙稿「沖縄ジュゴン対ラムズフェルド事件米国連邦地裁決定訳と解説－沖縄ジュゴンと法の支配－」関西学院大学総合政策研究(2005年7月)196頁、参照。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

対し、本件土地の適地性、他の適地の存否、公害の程度等についての具体的説明を尽くしているとは到底認められず」、むしろ「徳島市はただ公害は心配ないから建設を認めてほしいと繰り返すのみで、計画の詳細を問いただすと担当者においてその都度異なった説明を行うようなことがしばしばであったこと、反対同盟が環境悪化の見返りとしての市の開発計画の充実よりも、公害そのもののデータの開示を求めたのに対し、これに応じていない」し、「徳島市は反対同盟と正面から交渉することなく用地買収交渉を進め、地区住民の納得を得ないままボーリング工事を行おうとし、強行着工を企るなど、隙あらば既成事実をつくろうとしたため、反対同盟構成員らに対し、強い不信感を抱かせた」として断罪している。

以上を要するに、この判例は、理論的に、その後のよき廃棄物判例の先例として橋頭堡を築いたといえるし、事実認定の面においても、現場主義的で学ぶべき点は非常に多いものである²⁵。この判例の敷設したルールがあったればこそ、後述する宇和島市ゴミ焼却場建設禁止事件や愛知県津島市共同ゴミ焼却場建設禁止事件など、仮処分の請求認容事例が続いたといえるかも知れない。

3.7 松山地判宇和島支部昭54.3.22判時919号3頁 (宇和島市ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)

この事件でも、受忍限度をこえる健康上・財産上の損害をうける蓋然性が高いとして、申請が認容された。

その特徴として、①各種公害法令の定める公法上の規制基準を民事上の受忍限度を定める基準として援用したこと、②受忍限度をこえる被害の蓋然性を認定後、焼却施設の公共性・必要性からなお建設を認めるべきか特別事情を検討したこと²⁶、

③環境アセスメントの不実施、住民同意がないという手続違反は、独自の差止根拠とならないが、被害蓋然性の認定後に、焼却施設の公共性・必要性の面から検討する特別事情の要素とされたこと、などの諸点を指摘できる。

③の点については以下のように判示された。

「本件申請の理由の中心は債権者らが本件焼却場の建設及び稼働により如何なる被害を受けるおそれがあるかに存し、債権者らが何ら被害をうけるおそれがないならば、他の手続的な違法を理由として工事の差止めを求めることはできない。一方、本件焼却場により債権者らが被害を受ける蓋然性があると認められる場合には、工事の差止めを認めるかの判断に際し、なお焼却場のもつ公共性、必要性と債権者らが受けるおそれのある被害との比較衡量のうえ、あえて建設を認めるべき特別な事情が存するかが問題となる余地があり、その場合、債務者が環境アセスメントを実施したか、立地条件につき代替地との比較検討に意を尽くしたか、あるいは住民に対し誠意をもって説得に当たった等が判断の要素になりうる」

考慮要因についても、他施設の状況をも検討して、以下のような諸事情から、1200m以内に居住する住民が被害をうける可能性があることとされた。すなわち、①塩化水素の排出濃度が法の規制基準430ppmをこえるおそれがあること、②窒素酸化物の排出が法規制値の250ppmをこえるおそれがあること、③ばいじんの排出は集塵装置が正常に機能した場合にはメーカー保証値を維持するが、故障やバイパス運転時に問題の余地があること、④排煙の大気拡散上、立地条件が不十分であること、⑤悪臭被害のあること、⑥排煙には多種多様な物質が含まれ相乗的に作用する可能性や煤塵蓄積による汚染のあること、などである。

さらに、上記特別事情であるが、①施設の必要

26 この建設を許容すべき特別事情の存在により、一定の厳格な要件下で、例外的に施設建設が許容されるという考え方は、上記徳島市ゴミ焼却場事件の第一審判決において詳述されており、これに追従したものと思われる。

性は早い頃から予見可能であったこと、②環境アセスメントが実施されていないこと、③公害問題に関する説明資料不足、④住民説明も建設前提で誠意がなかったこと、などが認定された。その上で、「債務者の態度は建設の必要性にのみ眼を奪われて建設を急がんとする余り、住民の健康に対する配慮を怠っていたとのそしりを免れない。債務者は地方公共団体として住民の廃棄するごみの処理をなすべき行政上の義務があると同時に住民の健康を保持する義務もあることを忘れてはならない。このような債務者の態度が債権者ら住民の態度を一層硬化させ本裁判にまで至り、益々焼却場建設が遅れ非常な事態になったもので、この責任を債権者らに強いるわけにはいかない」とされた。

地方自治体のごみ処理がその義務であり公共性であるかのごとく説かれるが、それ以上に、住民の健康被害を防ぎその生活環境を保全するという、行政が忘れがちな義務の重要性を指摘した点は卓見というべきである。

3.8 名古屋地決昭54.3.27判時943号80頁

(愛知県津島市共同ゴミ焼却場建設禁止仮処分事件)

ここでも大気汚染等を理由に申請が認容された。その要因として、①塩化水素の排出規制の目標値約430ppmを達成する可能性が少ないこと、②大気汚染防止に必要なゴミ質、量、気流状態などの事前調査が不十分であること、③厚生省の「ゴミ処理施設構造指針」が要求する環境アセスメントが実施されていないこと、④公害防止対策につき住民との具体的な協議のないことなどが考慮された。

①については、「右目標値達成のためには、本件ゴミ焼却場に当初から塩化水素除去装置を設置する必要があったものと考えられる。にもか

かわらず、本件においては、その設置の具体的な計画、並びにその実現可能性を窺わせる疎明もない。したがって、本件ゴミ焼却場から排出される塩化水素に限っても右目標値を達成する可能性は少なく、本件ゴミ焼却場と申請人らの居住家屋との前記位置関係からみて²⁷、申請人らがその生命、身体、健康等に対し重大な悪影響を受けるであろうことは容易に推認することができる」とされた。

②の事前調査の不十分さについても、「塩化水素に限らず、発生の予測される各種大気汚染物質濃度の規制目標値が達成されうるか否かについては、先ずもって現在及び将来にわたってのごみ量、ごみ質、気流の状態等についての十分な事前調査が必要であるが、本件にあってはこれが極めて不十分である」とされた。

④についても、「住民との間で、公害防止対策、住民による公害監視体制、被害が発生した場合の補償措置などの問題について具体的に協議をした形跡も見当たらない」点が問題視された。

以上のような認定を前提として、結論として、「本件ゴミ焼却場設置の公益的必要性を十二分に考慮しても、それから排出される大気汚染物質、殊に塩化水素ガスによって申請人らが被る前記被害を未然に回避するため本件ゴミ焼却場の建設を一時中止し、改めてその設備の機能を再検討し、申請人ら地域住民との話し合いのうちに適当な善後策を講ずる必要がある」とされた。この最後の点は、本件ゴミ焼却場が、昭和52年末に、約2万1000平方メートルの敷地に総工費23億6000万円で工事を進め、既に、92～3%が完成し、同55年から本格稼働する予定であったことと関係する。

このような状況下においても、住民の健康を優先させて差止めを認容した裁判所の判断は、少数者の人権保障という裁判所本来の役割を全うする英断である。このような場合には、「公共」性と

27 決定文によると、申請人らは、ゴミ焼却場の東約50～200メートルに位置する団地内に居住する住民であった。

いう美名の下に、被害者の救済は事後的な損害賠償や移転補償の問題とされがちであるが、少なくとも健康被害が問題となるケースでは、その原則的な救済形態は事前差止めであることを強く確認しておきたい。

3.9 広島地判昭57.3.31判時1040号26頁

(広島市北部ゴミ埋立処理場建設差止仮処分事件)

環境汚染により地域住民の人格権侵害のおそれを理由に申請が認容されたものである²⁸。

注目点としては、(1)公害発生の蓋然性の疎明について、「本件のような事件の特質上、通常人において抱くであろう公害発生へのおそれが申請人らにより一応疎明された場合、証明責任の公平な分担の見地から、これを専門的な立場から、平明かつ合理的に被申請人において反対疎明をしない限り、公害発生のおそれありと判断する」とされたこと、(2)被害予測について、「嫌忌施設の建設の差止がそれによってもたらされる環境汚染の有無及び程度を争点とし、特定の個人としてではなく地域住民一般により求められているような場合、右環境汚染による被害の予測も地域的包括的になされれば足り、地域住民の個々人の次元においていかなる被害が具体的に発生するかという予測までは必要としない」と判示されたこと、さらに、(3)当該施設の公共性について、「本件施設によってもたらされることが予想される被害の内容と程度、本件予定地選定の必然性（即ち、本件予定地が最適地であるということ）が認められないこと等に照らせば、本件申請の適否を審査するに

あたって右公共性の問題にまで深く立ち入ってこれを検討する必要はない」とされたことなどを指摘できる。詳説すれば以下の通りである。

申請人らは、戸山地区という集落地域の住民であって、その中央部を貫通する吉山川と県道の両側の集落に居住して農林業等と営んでいたが、被申請人の広島市は、この戸山地区のほぼ中央部に位置する本件予定地に同市のゴミ埋立処理場を建設しようとした²⁹。

この吉山川の水質は、「環境基準のA類型に指定されているが、実際にはほぼその全域においてより良好な右環境基準AA類型に属しており、ヤマメ、ゲンジボタル等が棲息する清流であって、豊水量（年間95日利用しうる水量）と渇水量（年間355日利用しうる水量）の差が大きく、平均流量は一日約6万立方メートルで、最小流量は一日約1400立方メートルと推算され、かつ申請人らを含む戸山地区住民の生活は、浅井戸、掘抜井戸等によって同川水系の自然水（伏流水又は地下水等）を汲み上げ飲料水等の生活用水としているほか、同川の流水をその流域において繰り返し田畑の灌漑用水に利用する等、同川と極めて密接な関係にあり、この生活用水としての自然水の利用は同川が右環境基準のAA類型に属していることで初めて成立するものであって、戸山地区の住民の生活は周囲の自然環境に対する依存度において広島市周辺では最も高い水準にあり、特に吉山川との関係においてその傾向が顕著である」と認定された³⁰。

この点は、予定地選定の適否とも関係するが、本件施設の建設が自然破壊であり、集落住民の生活環境汚染、ひいては人格権侵害が問題となる

28 裁判所の結論は、「本件施設の建設により、申請人ら戸山地区の住民に回復困難な被害の生ずる蓋然性が極めて高いのであるから右建設自体の差止を求める申請人らの本件申請部分はその余の争点につき仔細に検討するまでもなく、被保全権利（人格権）の存在と保全の必要性が認められる」というものであった（判時1040号44頁）。

29 同上28頁。なお、最終処分場を含む廃棄物処理施設の立地は、周辺住民の交通事故による身体の安全とも関係するが、この事件においては、「本件施設へのゴミ搬入経路は、戸山地区の小中学校児童生徒の通学路と重なっており、その幅員が一部3メートルに達しない部分がある」とことが認定されており、子どもの交通安全という観点からも最悪の立地場所であったといえる。少なくとも、行政規則上、搬入道路と通学路の重ならないことが施設設置の要件とされるべきである。

のであって、住民の尊厳がないがしろにされている³¹。

(1)の公害発生の蓋然性については、他の実例を仔細に検討した後、「前記各先行埋立地における実状等からみて、本件施設についても、被申請人において予測できていない環境汚染をもたらす可能性があり、またこれを予測し防止対策を講じた場合にもこれが十分かつ有効に機能するとは必ずしも言えないところであり、さらに一旦環境汚染が発生した場合、それは申請人ら戸山地区の住民の生活全般に影響を及ぼすのみならず、その生命や身体にまで被害が及ぶという最悪の事態を生ぜしめる蓋然性が高く、しかも長期にわたる回復の著しく困難な汚染になるであろうこともまた、十分推定されうる」と認定された。

この被害認定は、吉山川の水質汚濁との関係では、次のように判示された。

「本件施設からの処理水が吉山川に放流された場合、仮に右処理水が被申請人において予定している水質を有しない場合はいうまでもなく、これを有する場合であっても、同川の流量及び浄化能力によって、従前の前記環境基準のAA類型を保持できるとは到底考えられず、また仮に被申請人が予定する右環境基準のA類型を保持し得たとしても、飲料水をはじめその生活用水のすべてを同川に依存している申請人ら戸山地区住民の生活は根本的な変容を余儀なくされるおそれがある。」

土壌・地下水汚染や土石流災害についても、以下のような認定がなされた。

「本件施設から汚水が浸出し、これが土壌及び地下水を汚染する蓋然性は、前記先行各埋立地の例と戸山地区の地質を鑑みこれを否定できないと

ころであり、その汚染の内容も生体にとって最も危険な重金属汚染が予想され、かつかかる汚染による被害が長期間に及び、かつ当該汚染からの回復が不可能に近い」し、「本件予定地付近に土石流の発生が懸念されること、右発生時には本件施設の埋立物が下流に広汎に拡散されるおそれがあることも疎明される。」

以上のような認定から、裁判所は、「本件施設建設によって予想される水質汚濁の被害は、申請人ら戸山地区住民に対して、飲料水や農作物の摂取を通じて、その生命・身体にも影響を及ぼすおそれが大きい」とされた。

(2)の被害予測の判断手法については、次のような理由づけがなされている。

「環境汚染という事の性質上、それが個々人の次元で誰にいかなる被害を及ぼすかは本来予測できるものではないから、一定程度の環境汚染の地域的包括的な予測が疎明されれば、それは即ち地域住民個々人に被害を及ぼす蓋然性が認められるという意味で当該個人の権利、即ちその人格権を侵害するおそれがあると言うことができるからである。」

この判示部分の評価であるが、環境権的な発想が根底にあるとしても、裁判所の被害認定は、環境汚染そのものでなく人格権侵害についてのものである。その認定手法は、「一定程度の環境汚染の地域的包括的な予測の疎明」という訴訟法的事実（心証形成）から、「地域住民個々人に被害を及ぼす蓋然性」という、人格権侵害による差止請求権発生の実体的要件の充足を導くものである³²。が、実質的には、環境権侵害による事前差止を認めるに等しく、人格権侵害というクッショ

30 同上37頁。なお、このような清流沿い本件予定地は、以前にはゴルフ場予定地として買収された経緯があり(同上31頁)、ここでも最終処分場の立地場所がゴルフ場と重なっていた。最終処分場とゴルフ場の適地が一致し、両者の複合汚染が問題となることにつき、拙稿「現代廃棄物紛争と法的諸問題(1)―廃棄物紛争、今、何が問題か」関西学院大学総合政策研究第24号(2006年11月)[以下「現代廃棄物紛争(1)」という]52頁、参照。

31 結論として、裁判所は、「戸山地区が極めて自然に恵まれた環境下にあり、同地区の住民がその自然と非常に密接な関係を保って生活していることは前認定のとおりであり、前掲他の諸候補地を差し置いてここに本件施設を建設する必然性も現時点では認められない」とされた(判時1040号44頁)。

ンを咬ませたのは、環境権なる権利を認めたくないという気持ちの現れかも知れない³³。

(3)の判示部分も注目される。上述したように、差止請求権発生の要件として、「公共性」という美名の下に、被害者側の諸事情や社会一般に及ぼす影響といったものを考慮すべきことが説かれるが、被侵害利益が健康被害といった重要な人格的利益に関わる場合には、このような公共性の判断をすべきでない。司法の役割は特定少数者の人権保障であり、その内実において不特定多数者のあいまいな利益や行政の便宜・プライオリティといったものを意味する公共性は、少なくとも健康被害による人権侵害が問題となるケースでは制約原理にはなりえない。裁判所は、予定地の選定手続について行政のおざなりな対応を批判しているが、この点も公共性の判断に影響するである

う³⁴。

3.10 名古屋地判昭59.4.6判時1115号27頁 (小牧市共同ゴミ焼却場操業禁止仮処分事件)

環境アセスメントが不十分であり、受忍限度をこえる大気汚染発生の蓋然性が高いとして、申請が認容された³⁵。申請人は、建設予定のごみ焼却場の南方約400～1500メートルに位置する小牧市野口地区に居住する住民であったが、主位的請求として当該ゴミ焼却場の建設禁止、予備的請求としてその操業禁止の仮処分を求めた。裁判所は、焼却場の完成を理由に主位的請求は却下したが、予備的請求を認容した。

この事件の争点も多岐に亘るが³⁶、裁判所の主張整理によると、住民らの申請理由の要旨は、(1)

32 今後の課題は、地域住民が享受する良好な生活環境や自然環境それ自体を保護法益と考え、その地域的包括的な環境劣化そのものを差止請求権発生の要件とする地域住民の権利一すなわち環境権—を確立していくことである。この点は環境法の保護法益とも関係するが、すでに人格権は民法その他の近代市民法で承認された権利であるので、その特別法としての現代環境法を確立していくためには、実体法的な環境権の保障が環境法上の保護法益とされる必要がある。

33 環境権論に対する裁判所のアレギーには相当に根強いものがあり、指針的・抽象的な権利としてはともかく、法的な救済を求めうる具体的な権利としての主張はことごとく斥けられている。環境権一般につき、大塚環境法53頁以下、従来の環境権論の克服をめざし、民事法上の環境権を環境共同利用権として再構成し、これを「他の多数の人々による同一の利用と共存できる内容をもって、かつ共存できる方法で、各個人が特定の環境を利用することができる権利」と定義し、環境権論の理論的な深化を極めた論稿として、中山充「環境共同利用権」香川大学法学会叢書5／成文堂(2006)103頁以下、とくに111頁、参照。

34 判決文によると、「本件予定地の決定が被申請人において一方的になされたもので、かつ早急な搬入開始が予定され、以後の地元説明会も住民との協議によって本件予定地に本件施設を建設することの適否を検討する目的で開催されたものではなく、右建設を既定の事実として住民を説得する場にすぎなかった」と認定されている(同上44頁)。

35 判時1115号27頁の匿名コメントによる主張整理によると、住民らの主張の要旨は、「(1)本件ごみ焼却場の操業により大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害が発生するおそれがある、(2)焼却炉の設計、公害防止装置の性能に不備があるため、有害物質の排出濃度は被申請人の予測を上回る、(3)被申請人の実施した環境アセスメントは周辺住民を参加させず、現地調査が不十分であるから無意味なものであり、適正な環境アセスメントが実施されていない以上、公害発生の蓋然性がある、(4)有害排出物質の排出濃度を被申請人の予測通りに制御できたとしても、周辺の地形、気象の影響で高濃度の汚染が発生するおそれがある、(5)本件ごみ焼却場建設を決定した手続には公害防止の観点の欠如、周辺住民の納得を得ていないこと等の違法があるというものであった。

36 争点のいくつかを紹介すると、(1)申請人適格、(2)ダイオキシンの発生、(3)付近住民の同意と公害防止協定の締結、なども問題となった。(1)につき、「仮に被害が発生すれば、その範囲も広く、被害者も多数となることが予想されるから、申請人各自の受ける具体的、個別的な被害の特定は必要でなく、一定地域に居住する申請人ら多数住民が共通して受けるであろう被害発生の蓋然性の大きであることを主張すれば足りる」し(同上43頁)、(2)につき、早い時期のダイオキシン判断として、ダイオキシンは「塩素化合物で、塩化ビニールなどのプラスチック系のごみが燃えることにより発生する。従来は、農業製造工場の周辺地域がダイオキシンによって汚染された事例が報告され、発がん性、奇形児等の異常出産をひきおこすとも言われている。しかし、わが国の学会では、この研究は緒についたばかりで、ごみ焼却場においてどの程度のダイオキシンが煙突から排出するかの予測や、その予防のための具体的手段等については分明的でない」とされ(同上44頁)、(3)につき、「操業開始に際し、付近住民の同意ないし公害防止協定の締結は操業開始の法定要件ではないから、申請人らの手続面の違法の主張は理由がない(もっとも、付近住民の同意ないし公害防止協定の締結は、自治体と住民との関係においては、奨励されるべきで事項である)」とされた(同上49頁)。(1)は環境権的な発想になじむものである。(3)の判示部分は、同じく環境アセスメントが法定要件ではないのに、その杜撰な作成の手続と内容が違法評価されたこととの整合性が気になるが、アセスメントの場合には、そのお粗末から「公害発生による受忍限度を越える被害をもたらす蓋然性が大」だという認定がクッションとなっており、正確に言えば、違法評価の対象は、アセスメントの手続・内容ではなく、受忍限度を越える被害発生の蓋然性という被保全権利の侵害とされているので、環境アセスメントが法定要件でないこととの間に矛盾はない。

手続面における違法事由として、①本件工事が付近住民の同意なしに着工されたこと、②環境アセスメントに住民が参加していないこと、(2)実体面における違法事由として、①本件ゴミ焼却場施設は公害防止装置に欠陥があること、②被申請人の実施した環境アセスメントは極めて不十分であるから、公害発生の有無の予見は不可能であり、公害発生予防のための種々の改善策も実施できないこと、以上のような手続面・実体面における事由により、そのまま操業が開始されると、住民らは、受忍限度を越える公害発生のおそれが極めて大であるとの危惧を抱かざるをえず、かつ、実際にも、このような公害発生のおそれは極めて大であるから、被保全権利に基づき差止を求めうというものであった³⁷。

裁判所は、次のように判示し、環境アセスメントの不十分な状況下で操業を認めることは、公害発生による受忍限度を越える被害を住民にもたらす蓋然性が大であるとして、申請を認容した³⁸。

「住民ら主張の手続面の瑕疵は、理由がなく、また、保険ごみ焼却場における公害物質除去施設については、メーカーの保証する各公害物質に対する排出濃度の規制値（保証値）をほぼ達成できるとの疎明は存するけれども、本件においては、公害発生の有無の予見、ないし、公害発生防止のためとるべき改善策の検討のため、不可欠と認められるアセスメントにつき、被申請人の実施したアセスメントは、その規模、内容に照らし、著しく不十分であり、極論すれば、アセスメントの名に値しないと認められる。従って、本件ごみ焼却場の操業開始前に、さらに十分なアセスメントを通年（約1年間）に亘り実施することが必須要件

と認められる。してみると、この要件に欠ける本件につき、被申請人に操業を認めることは、後述のとおり様々の事情を勘案しても、なお申請人らに対し、公害発生による受忍限度を越える被害をもたらす蓋然性が大である。」

注目すべきは、「アセスメントの名に値しない」とされた環境アセスメントについて、詳細な判示がなされた点である³⁹。その必要性については、「法制度として規制されていなくとも、本件ごみ焼却場の事業自体が公害の汚染源を発生させるものであることにかんがみると」、環境アセスメントの実施は必要不可欠」とされた。その意義についても、「公害発生が予測される事業に対するアセスメントの特質は、開発しようとする事業の計画過程に対し、これを事前に総合的に検討することにより、環境汚染の発生を防止せんとするにある。これを更に具体的にいうと、第一に、公害発生が予想される事業の内容を明確にすること、第二に、当該事業計画の実施により発生が予想される公害が防止できるか否かの検討のための具体的調査項目、調査方法の検討、右検討により決定されたところに従った調査の実施、第三に、右調査結果を解析し解析した結果に基づいて、当該事業が現実に稼働したときにどのような公害が発生するか、ないし発生しないかを予測し、第四に、右予測結果に基づいて、当該事業の実行、一部修正、中止を判断することである」とされた。

このような環境アセスメントの意義・必要性に関する一般的な判示に続いて、裁判所は、当該環境アセスメントがなぜ不十分なのか、仔細に検討している⁴⁰。その具体的な検討過程を紹介することはできないが⁴¹、裁判所は、公害発生の有無の

37 同上43～44頁。

38 同上44頁。

39 仮処分申請の要件判断と環境アセスメントの関係性については、同上27頁の匿名コメント、若林220頁、参照。

40 判時1115号46～49頁。

41 一点だけその一部を紹介すると、「本件ごみ焼却場の煙突から排出される公害物質の着地濃度が前記環境基準値を必ず下回るか否かの予測について、不可欠なものであるところ、被申請人の実施したアセスメントは、現地調査を殆どせずになされた点において重大な欠陥がある」とされている(同上49頁)。

予測に不可欠なアセスメントの要件について、次のように判示している。

「第一に、本件ごみ焼却場建設予定地及びその周辺の地理的条件、気象条件を可能な限り正確に把握しなければならないが、そのためには、本件ごみ焼却場の後述のような特殊な地形、気象からすれば、時間的には通年（約1年）、空間的には、高さ約300メートル平面的には約2キロメートルの規模による現地調査が必要であり、第二に、右把握された条件を解析し、右解析結果に基づいて前記各公害防止施設の機能をふまえて、利用可能な予測方法を適切に用いて予測を行い、かつ、右予測の精度を正しく吟味することが肝要であることが認められる（なお、搬入されるごみ質（特に塩化ビニール系の混入割合）の予測のため、過去数年における小牧、岩倉両市ののごみの成分測定調査も必要である）。」

最後に、公共性の主張に対して、地域住民の健康保持を理由に斥けている点も、高く評価される⁴²。以下のごとくである。

「本件ごみ焼却場の公共的必要性は十分に肯認できるし、もし、本件差止請求が認容されれば、小牧、岩倉両市としては、相当の経済的、公共的損害を被るであろうことは容易に推認できる。しかしながら、これらの点を勘案しても、本件ごみ

焼却場は、必要なアセスメントの現地調査が、殆どなされていないという点において重大な欠陥を有しているのであるから、受忍限度を越える公害発生の蓋然性の程度は高いというべきであり、地域住民の健康保持の観点からして、本件申請中操業の差止めを求める部分は理由がある」。

4 事例研究 その2（平成以降のもの）

4.1 仙台地決平4.2.28判時1429号109頁

（丸森町最終処分場工事中止仮処分事件）⁴³

この事件は、水質汚濁のおそれを理由に産業廃棄物の最終処分場の使用操業の差止を認容したもので、その後の裁判例の発展に大きく寄与したものである。安全なはずの安定型処分場の危険性が認定されたのも画期的であった。以下、(1)被保全権利、(2)考慮要因、(3)立証責任、に分けて検討する。

まず、(1)の被保全権利について、①生存、健康を損なうことのない水を確保する権利、②適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用、生活用に供するのを適当とする水を確保する権利につき次のように判示して、これを認めたと⁴⁴。このような浄水享受権ともいうべき地域住

42 本判決に対し控訴と共になされた執行停止申立事件において、名古屋高裁はその執行停止決定を言い渡したが（名古屋高決昭59.8.31判時1126・15）、公共性の点を含め次のように判示した。曰く、「原判決の効力を維持するときは、申立人に対して回復することのできない損害（申立人が一般廃棄物の速やかな処分を義務づけられた地方自治法上のいわゆる一部事務組合である以上、公益上の損害も申立人の損害と同視できる。）をせしめるおそれがあること、併せて、申立人が本件焼却場の操業を認めても、申立人らに対し公害発生による受忍限度を越える健康被害をもたらす蓋然性は少ないこと、が一応認められるといわざるをえない」。しかし、「健康被害をもたらす蓋然性」が少ないのであれば、そのことだけを執行停止理由とすべきであり、前段の「公益上の損害」云々は不要である。差止肯否の決め手となる健康被害の有無であり、それが肯定される限り、いかに公益上の損害が大きいものであっても、差止請求は認容されるべきである。高裁決定のような論理構成—というか、書き方—によると、公益上の損害がある場合には、健康被害があっても差止の仮処分を認めない—もつとえば、住民の健康被害よりも、ごみ処理を優先させる—が如くであり、これでは裁判所の使命放棄といわれても仕方がない。上級裁判所にいけばいくほど公共性—その実質は、上記のように、不特定多数者のあいまいな利益であったり行政の便宜であったりする—という名の下に、特定少数者の切実な人権救済が否定されるようなことがあってはならない。高裁決定につき、公害・環境判例百選28頁（中山充執筆）、環境法判例百選20頁（同上）、参照。後者によると、原判決と本決定・控訴審判決との間で受忍限度を越える被害が発生する蓋然性について判断を異にするのは、原判決後の新たな事情として、当該施設に関し様々なハード・ソフト面からの公害防止対策が講じられた事実が認定されており、この点が分かれ目となったと解説されている。

43 判例解説として、公害・環境判例百選90頁（坂口洋一執筆）、環境法判例百選140頁（同上）、参照。

44 判時1429号115頁。

民の権利が、被保全権利として認められたことの意義も大きい。

「人は、生存していくのに飲用水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、これも生命身体の完全を害するから、人格権としての身体権の一環として、質量ともに生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される。また、洗濯・風呂その他多くの場面で必要とされる生活用水にあてるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用、生活用水に適した質である水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用、生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活をも営むことができなくなるというべきである。したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するため事前に侵害行為の差止を請求する権利を有するものと解される。」

次に、(2)の考慮要因について、①処分場に埋立処分された産業廃棄物を通過した雨水を含む水を飲用、生活用水として利用せざるをえないこと、②他の安定型処分場でも有害物質を含んだり汚染水を排出した例が複数存在すること、③上記事態を完全に防止することは困難であること、④一旦汚染された場合の事後的な汚染除去が困難であること、⑤浸出液の汚染防止対策が不十分であること、などが検討された。具体的な検討過程と認定

事実は以下のとおりであった。

①については、「債権者らは、本件処分場が設置される以前から本件土地の周辺に居住し、本件土地に降った雨水を含む井戸水・沢水を飲用水・生活用水として利用してきており、将来も他に飲用水・生活用水の入手方法がないところ、本件処分場は、水の浸透性の高い地質の山の頂付近に設置されており、埋立処分された廃棄物の間を通過した雨水を、そのまま地下に浸透させる方式であるから、結局、右債権者らは、本件処分場の操業が開始されると、本件処分場に埋立処分された産業廃棄物の間を通過した雨水を含む水を飲用・生活用水として利用せざるを得なくなる」とされた⁴⁵。本件処分場の設置場所は、付近住民の日常生活に配慮することなく選定され、最悪のロケーションであったといえる。

②については、「これまで他の安定型処分場では、法令上を健康を損なう物質とされている物質を含んだり、各種指標から見て極めて汚れ、中には異常な臭気を伴ったりもしている水が排出された例が複数あり、このような事態の発生を完全に防止することの困難さが指摘されている」と判示された⁴⁶。このように、先行事例の安定型処分場の欠陥が指摘された意義も大きい。

③④についても、「本件処分場の産業廃棄物の間を通過した地下浸透水に同様の事態[先行事例の安定型処分場に見られる公害を意味する(筆者注)]が生じれば、希釈・ろ過されることを考慮しても、右の他の安定型処分場での排水の実情から見て、債権者らの使用する井戸水・沢水が、健康を損なう物質を含む或いは汚れ・臭気を伴う等の理由で飲用・生活用に供することができないか、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのが不適當な状態になる蓋然性があり、一

45 同頁。

46 同頁。

47 同頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

且汚染されれば、その汚染を除去するのが困難である」とされた⁴⁷。上記浄水享受権の侵害が明快な論理で認定されたといえよう。

(3)についても、廃棄物紛争事例における立証責任の衡平な分配という観点から、次のように判示された⁴⁸。官・民だけでなく民・民の廃棄物紛争においても、住民の被害立証責任は「一応の立証」でよいとされ、これが果たされた場合に、立証責任が業者側に転換されるとした点でも評価されてよい。

「本件のように、一般の住民が、専門業者を相手として、業者の営業に関して生じる健康被害・生活妨害を理由に、操業差止を求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それが無い場合には、裁判所としては、侵害発生の高度の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。」

4.2 大分地決平7.2.20判時1534号104頁

(大分郡最終処分場使用操業差止事件)

この事件では、飲用水汚染のおそれはないが、住民の建物敷地の地盤崩壊の危険性を理由に、申請が認容された。ここでも問題施設は安定型最終処分場で、処理能力は、施設面積6万0290平方メートル(約6ヘクタール)・容積91万2000立方メートルという、東京ドームをも凌ぐばかりのものであり、このような超巨大施設が山間部の急峻な谷間に建設されたことに驚かされる⁴⁹。

この事案において、飲用水汚染が認定されなかったのは、問題だったと思われる。この点に関

する判断は以下のごとくである。

「以上を総合すれば、マニフェストシステムが適正、かつ十分に機能しているかどうかの疑問は払拭しえず、また、本件処分場開発のために債務者をとった行為の中に債権者らの不信をかったのは致し方ない面もある。しかし、そうであるからといって、同処分場に投棄される廃棄物に、債権者らの飲用水にとっての有害物質が現に混入しているとも、混入を防止する措置が十分に施されず、あるいは右措置が有効に機能せず、将来、右混入の蓋然性が高いとも、債務者の今後の環境保全関係法規の遵守状況に重大な疑義が認められるともいえず、また、同処分場からの排水が汚染されているとしても、債権者らの飲用水の給水施設に至るまでの間に、相当程度希釈されるであろうことも推認され、将来、債権者らの飲用水が汚染され、安全な飲用水を確保する権利が侵害される高度の蓋然性があるともいえない」。

この判示部分は、地域住民と飲用・生活用水との関わりに思いが至らずこの関係性を、人格権の一種としての平穩生活権の一環としての、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利として構成しえなかったことによると思われる。上述した浄水享受権なるものが「一般通常人の感覚に照らして」飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利でもあるとすれば、この事案においても浄水享受権の侵害が認定できたはずである。「汚染されているとしても、相当程度希釈されるであろう」ことから、飲用水汚染の高度の蓋然性がないというのも、飲用・生活用水がもつべき神聖さの意味が理解されていない。

あるいは、裁判所が飲用水汚染を認定しなかったのは、この点の立証責任分配のしかたに問題が

48 侵害発生の「高度」の蓋然性を要件としていることにつき、前注9、参照。

49 問題となった最終処分場周辺の地形・債権者(集落住民)との位置関係については、判時1534号118頁の別紙(2)(3)の土地目録・地形測量図、参照。

あったからかも知れない。裁判所は、上記丸森町事件のような立証責任分配—侵害発生の高度の蓋然性について、住民が一応の立証をすれば業者がその不存在を立証すべきで、それがない場合には侵害発生の高度の蓋然性を認める—のルールを採用せず、住民の立証責任の軽減を図っていない⁵⁰。この点も失当である。

地盤崩壊の危険性に関しては、次のように判示された。

「もともとそれほど強固ないし安定した地盤であるとも思えない債権者宅敷地は、約5mの2452番6の土地を挟んで、本件処分場にほとんど隣接しているところ、同処分場の安定性の基盤であるえん堤の構造上の欠陥も一応推認され、今後の同処分場における産廃の投棄、埋立の継続により、基盤となる岩盤場に、表層土の層に加えて産廃による層がますます増加し、同処分場、特に斜面部の安定性が損なわれて、同処分場表土の大規模な崩壊が生じ、ひいては、谷の本来有する谷化現象として、債権者夫婦が居住している債権者宅敷地が一気に崩壊する高度の蓋然性が生じていると一応推認されるから、債権者の右土地、建物の所有権が侵害され、ひいては、同債権者夫婦は、債権者宅における平穏、かつ、安全な生活が根底から破壊され、身体、生命に対する危険も生じるに至っている高度の蓋然性が一応推認される。」

上記のように、飲用水汚染を否定したのは疑問であるが、あえてこの点を問題としなくても、処分場自体が生命身体に及ぼす危険の高度の蓋然性を認定できたので、この点に絞って結論を導いたとも考えられる⁵¹。いずれにしても、最終処分場

の施設周辺の地盤や堰堤の構造自体の欠陥から、その危険性が認定された意義は大きい。自然災害としての土石流災害はよく知られているが、最終処分場の存在自体によっても、同じような人為的災害が惹起されることを警告したものといえる。それにしても、この事件におけるように、えん堤だけで丸裸同然の巨大な安定型処分場が、全国各地の山間（やまあい）谷間の水源地に造られており、廃棄物による土石流災害・地下水汚染など、近い将来に深刻な社会問題化することは必定であろう。どれほどの浄化・撤去費用—最終的には公金が投入される—を要するかは知る由もない。

4.3 熊本地決平7.10.31判時1569号101頁 (産業廃棄物処分場建設差止請求事件)

この事件も画期的なもので、安定型最終処分場への安定型5品目以外の有害物質の搬入、安定5品目自体からの有害物質の漏出により地下水（生活用水）汚染の高度の蓋然性を認定し、管理型処分場と同様の遮水工をしない限り、処分場を建設、使用、操業してはならないとして、処分場建設禁止の仮処分を認容したものである。争点として、(1)安定型処分場と遮水工の要否、(2)安定型処分場の危険性、(3)被害認定方法などが問題となった。

決定文によると本件処分場の位置は次のように認定されており⁵²、ここでも幼稚園・小学校の目と鼻の先、しかも水源地の丘陵谷間という最悪の場所が建設予定地であった⁵³。

「本件処分場は、熊本県山鹿市の北西部に位置

50 同上105頁の匿名コメントも「判文からすると、本決定は、住民らに対し立証責任の軽減を図っていないようである」としている。

51 実務的には、たとえば差止の認容という同じ結論が導かれた場合でも、どのような理由づけで結論が出されたかは、上級審でもその結論が維持されるかとも関係して重要である。その意味で、地盤崩壊の点が差止理由とされたのは、住民の利益にかなうものだったかも知れない。しかし、地盤崩壊と飲用水汚染で合わせ一本つまり、申請認容—となるケースであればともかく、地盤崩壊の点だけで結論が出せるのであれば、飲用水汚染の判示部分は不要であり、そのために審理に時間を要したとすれば、迅速な救済という仮処分本来の目的が犠牲にされたことになる。いずれにしても、地下水汚染に関する上記判示部分は傍論—暴論?—というべきであろう。

52 判時1569号105頁。

し、南側を東から西へ流れる菊池川と東側を北から南へ流れる岩野川に囲まれた丘陵性台地を中心とする川辺校区内にある、山鹿市鍋田字榎山の通称『榎山の谷』の総面積5889平方メートルに計画されたものである。本件処分場の予定地は、川辺校区の中央部にあり、4メートル幅の道路を挟んで山鹿市立川辺小学校、川辺幼稚園と隣接している。」

(1)について、廃掃法上要求されない安定型処分場における遮水工の設置を処分場建設の条件とし、これを仮処分認容の主文中に明記した点が注目される。すなわち、主文において、「債務者は埋立予定地内に保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設置しない限り、本件予定地に産業廃棄物の最終処分場を建設し、使用、操業してはならない」とされた⁵⁴。

(2)であるが、安定5品目以外の搬入投棄、安定5品目からの有害物質漏出の事実が、以下のような諸事情から認定された⁵⁵。すなわち、①安定5品目にも添加剤その他の汚染物質が残存付着し、医療廃棄物等の分別も十分でないこと、②長年の埋立で浸透水に曝される結果、イオン化傾向の高い金属が溶出する可能性が高く、一般に安定5品目から有害物質が漏出する可能性を示す各種の研究・調査もあること、③埋立処分計画では、混入物を分別し、有害物質を搬入しないようチェックする体制となっていないこと、④マニフェストによる産廃管理も関係者に対する心理的規制、間接的方策にすぎず限界があること、⑤他の安定型処分場において、放流水からの種々の有害物質の検出、医療廃棄物の無分別投棄、無許可排土の不

法投棄が報告されていることなどが指摘された。

①および②の点は次のように判示された⁵⁶。

「安定型処分場においても、安定5品目の中に他の汚染物質が残存、付着していること、6時間程度の溶出試験では安全とされた金属も、埋め立てられ、長年処分場内の浸透水にさらされることによって、金属間に電流が流れてイオン化傾向の高い金属は溶出する可能性が高く、また、条件によっては細菌が金属を溶出させる可能性もあり、廃棄物そのものは安定5品目であっても、処分場の周辺環境を汚染させる危険性」があり、「プラスチックやゴムはそれ自体溶け出すことはないが、その中に含まれているさまざまな添加剤が溶出している可能性が高く、埋立処分場の浸出水からは、フタル酸エステルをはじめ、多くの廃プラスチックの添加剤が検出されていること、多様なプラスチック添加剤が大気、表流水、地下水等から検出されているが、廃棄物処理が主要な侵入源の一つであると考えられること、環境への漏出防止がほとんど行われぬ安定型処分場に廃プラスチックが埋立処分されれば、プラスチック添加剤などが環境汚染を引き起こす可能性は高い」。

③の判示部分は以下のとおりで同種事案でも援用できるものである。

「債務者は、埋立処分に係る人員として代表取締役、雑役、管理責任者、オペレーターを各一名配置し、うち管理責任者が小型車両係を務め、オペレーターが建設機械の運転をすることとされ、また、埋立機材の種類及びその数はユンボ一台、ブルドーザー10トン級一台とされているところであるが、搬入された産廃を一か所に下ろして

53 この事案においても廃棄物処理施設の立地規制の必要性を痛感させられる。最終処分場については、地下水汚染・交通事故防止などの観点から、水源地・校区内などにおける立地を禁止すべきである。

54 判時1569号102頁の匿名コメントによると、「本決定は、廃棄物処理法上は要求されていない、安定型処分場におけるシャ水工の設置を処分場建設の条件とし、これを仮処分申立の認容主文中で明示した初めての裁判例」とされている。

55 同上101～102頁の要約による。

56 同上107頁。正確には、以下の引用部分は専門家証人の研究成果として指摘された点を適示したものである。なお、安定型処分場についても、「安定型処分場とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材等のいわゆる安定5品目を埋立処分するものであり(政令7条14号ロ)、構造は単に集掘りの穴に埋め立て覆土するだけで、法令上も下水汚染対策や浸出水対策は規定されていない」と解説されている(同上106頁)。

混入物を分別し、有害物質が搬入されていないかチェックした上で埋め立てる体制になっているとは言い難い。(中略)安定五品目以外の有害物質が投入されることのないようにするためには、産廃の搬入時におけるチェックが十分でなければならないが、チェック試験、検査をする間、搬入車両は産廃を積載したまま待機させておく必要がある。また、抜き取りチェックが有効であるためには、チェック対象がある程度均質であることが必要であるが、何が混載されて持ち込まれるかあらかじめ予想することは困難である。したがって、搬入時に全品チェックを行わない限り、チェック自体が意味をなさない」。

④のマニフェストに関する判示部分も以下のとおりで、上記目視点検に代替しえないとして、その限界が指摘された点も注目される⁵⁷。

「(マニフェスト)システムが適正に実施された場合には、安定型処分場に本来予定されていない産廃が投棄される可能性が減少することが期待できるが、しかし、マニフェストシステムによるチェックは、排出事業者、収集・運搬事業者、処理業者等関係者に対する心理的規制によって不適正処理を防止しようとするものであるから、処分場に搬入される廃棄物を直接チェックする方法に比べて間接的な方策である」。

(3)の被害認定については、有害物質による汚染経路である雨水等の流水経路が認定され、①処分場と住民集落との位置関係、地形、地層、地質を考慮し、②「埋立予定地内に降った雨水の一部やその周辺に降った雨水の浸透水の埋立予定地内に集水したものが、暗渠排水により排水されずに地中に浸透することを否定しえない」とし、③「右地下水が住民の方向に集中的に流れていく可能性

は、流水経路が判明していない以上否定しえず、その場合には決して少量とはいえない」とされ、④地中に浸透しない雨水も、表流水や浅部地下水として、農地に流入したり周辺部落の地下水に混入する可能性があるとされた⁵⁸。以下のとおりである⁵⁹。

「本件処分場に有害物質が搬入されたり、安定五品目から有害物質が漏出し、これらが埋立予定地内の地下に浸透することによって地下水汚染が引き起こされ、また、暗渠排水を経て沈砂池から下流へ流下するうちに地下へ浸透して浅部地下水を汚染する高度の蓋然性が認められる。そして、本件処分場の操業が開始され、いったん本件処分場からの地下浸透水や排水が汚染された場合、事後的にその汚染を除去するのは極めて困難というべきであり、とりわけ地下浸透水については、汚染の除去は事実上不可能というべきである。」

この判例によって、安定型処分場の安全性神話は脆くも崩れたといえ、その安全性を前提に建設促進を進めてきた廃棄物行政に根本的な転換を迫るものといえる。廃棄物判例は、個々の事例において生活環境や生命身体の安全をはかるものだが、同時に、個々の現場・現実・現状を踏まえた先例的な意義をもつものは、廃棄物行政のありかたを変える政策訴訟としての機能を果たすものでもある。それにしても、このような重大欠陥施設の建設・管理を野放し———というか、旗振り役となって積極的に推進し———てきた行政の責任は重く、その追及が今後の課題といえよう⁶⁰。

57 同上108頁。

58 同上102頁の匿名コメント参照。

59 同上114頁。

60 本判例は大気汚染との関係でアスベストの危険性について判示している点も重要である(同上111~113頁。結論として、アスベストによる大気汚染の危険性の疎明はないとされた)。

4.4 甲府地決平10.2.25判例自治180号74頁、判時1637号94頁(産業廃棄物中間処理施設建設続行禁止仮処分事件(第一事件)・同平10.7.16同保全異議申立事件(第二事件))

これは産廃中間処理施設の建設続行禁止の仮処分申請が認容されたものである。

第一事件は、債務者が施設操業により債権者らの生命健康を侵害するおそれないことを疎明しない限り、そのおそれが推認されるとして、申請を認容した。第二事件は、その保全異議申立事件であるが、債務者において、ダイオキシン類の排出量が法令の基準値以下で、債権者らの生命健康に悪影響を及ぼさないことを疎明しない限り、当該施設が法令の基準値を充足しないことが事実上推認されるとして、原決定を維持した。

債権者は本件施設の周辺地域を生活圏とする住民、債務者は本件施設(産廃中間処理施設)の建設・操業を予定する業者で、人格権に基づき、本件施設の操業によりダイオキシン類を始めとする有害物質が排出される可能性があり、その結果、大気・飲料水が汚染され、債権者らの生命・健康が侵害されるおそれとして、本件施設の建築続行禁止の仮処分申請がなされた。

争点は、産廃焼却炉の操業によるダイオキシン排出による周辺住民への健康被害の蓋然性であったが、被害者側による汚染物質の放出、到達、被害の蓋然性の立証責任を包括的に緩和し、一般的・理論的な排出濃度、一般的な危険性につき債権者側に疎明があれば、債務者においてその一般的な危険性がないことの反対疎明をすべきものとされた。

裁判所は、ダイオキシンの猛毒性につき当事者間に争いのないことを前提として、施設操業によ

る被害発生立証方法について、位置関係、証拠の所在などにも配慮して、以下のような注目すべき判示をおこなった⁶¹。

「本件施設の操業により排出される有害物質が、債権者らの生命、健康に悪影響を及ぼす程度であると認められる場合には、債権者らは、その侵害を予防するため操業を目的とする本件施設の建設自体の差止めを求めることができるというべきである。

そして、右の点については、債権者において疎明する必要があるところ、本件においては、本件施設における廃棄物の焼却処理の過程で、焼却炉内で基準値を超えるダイオキシン類が発生するおそれがあること、債権者らの生活地域と本件施設とは近接している上、債権者らの生活地域は季節風の風下にあり、飲料水の水源も本件施設の近くを流れる川の下流に位置していること、ダイオキシン類は、非常に強い毒性があり、微量の摂取によっても人間の健康を損なうおそれがあることについては、前記のとおり当事者間に争いがなければ、債権者らが疎明すべき事実については、一応の疎明がされたものといえることができる。

しかも、本件施設から排出されるダイオキシン類の排出量が基準値以下であり、債権者らの生命、身体に悪影響を及ぼすものではないという点に関する資料が専ら債務者のもとにあることに照らすと、債務者において、本件施設が右法令による基準値を充足し、債権者らの生命、健康に影響を及ぼすことのない安全な施設であることについて、具体的な資料を提出して疎明しない限り、本件施設は、右基準値を充たさない安全性に欠ける施設であることが事実上推認されるというべきである。」

61 判例自治180号80～81頁。本決定の評価につき、梶山235頁以下は、その特徴として、ダイオキシンの排出濃度、排出量については、具体的な測定、シュミレーション、実験等がなされておらず、抽象的・理論的レベルで主張されていたこと、排出されるダイオキシンの住民への到達濃度、到達経路、ダイオキシンによる健康被害の具体的な危険性は論じられず、一般的・抽象的危険性のレベルで主張されたにすぎなかったことなどを指摘している。

債務者からの当該施設の安全性に関する主張・立証についても、次のように述べてこれを否定している⁶²。

「債務者は、ダイオキシン類の排出について、前記のとおり、高温燃焼及び消石灰投入によってダイオキシン類の発生を抑制し、発生したダイオキシン類についてもこれを活性炭に吸着させて固体化した上、バグフィルター式集塵器によって捕集・除却する装置システムを採用するので、ダイオキシン類については、本件省令の基準値を下回る量が排出されるにすぎず、安全である旨主張する。

しかし、債務者が右主張を根拠づける疎明資料として提出したのは、本件施設の排ガス処理装置システムの概要を示す仕様書や図表、右装置システムによるダイオキシン類の捕集・除却についての数値計算結果のほか、本件施設の性能とは直接関係のない一般的な関連文献であり、これらによっては右装置システムの具体的な性能、右数値計算の具体的根拠が明らかにされたとはいえない。

すなわち、バグフィルター式集塵器の製造元が作成した廃棄物焼却炉排ガス処理計算書（証拠略）によれば、計算の前提となる設計ガス条件が異なる上、本件施設の焼却炉のそれ（証拠略）と整合するかも明らかでなく、また、右計算書においては、本件施設で廃棄物の焼却処理により発生するダイオキシン類の発生量が1立方メートル当たり10ナノグラム（証拠略）ないし50ナノグラム以下（証拠略）であることが前提とされているが、その根拠は必ずしも明らかではないし、バグフィルター式集塵器のダイオキシン類捕集率が95パーセント以上とされている根拠も何ら示されていない。

このように、債権者提出の疎明資料では、右2

の推認を左右することはできないといわざるを得ない。なお、債務者は、右の提出資料以外に本件施設がダイオキシン類の排出により債権者らの健康を侵害するおそれのない施設であることについての資料を提出しない。

そうすると、債務者において、本件施設が本件省令による基準値を充足する安全な施設であり、債権者らの生命、身体に悪影響を及ぼすものではないことについて十分な疎明がされない以上、本件施設は安全性を欠くものといわざるを得ないから、その余の点について判断するまでもなく、本件仮処分命令の申立てについては被保全権利があるというべきである。」

保全の必要性についても、ダイオキシンの有害性と被害の広範性・重大性から、次のように判断された⁶³。

「前記のとおり、ダイオキシン類の有害性及び本件施設が債権者らの生活地域に近接している事実を照らすと、ひとたび本件施設の操業が開始されれば、大気中に排出されたダイオキシン類によって債権者らが被るであろう健康被害は相当広範かつ深刻なものになる可能性があり、しかも、その性質上事後的な被害回復も難しいというべきであるから、これを営業の自由及び廃棄物処理の社会的必要性の名のもとに甘受すべきとするいはなく、結局、本件仮処分命令の申立てについては保全の必要性があるというべきである。」

4.5 福岡地裁田川支決平10.3.26判時1662号131頁 （建設工事差止等仮処分事件）

この事件は、井戸水を飲料用・生活用として使用する付近住民の被害が受忍限度を超えるとして、安定型処分場の建設、使用、操業の差止めを求める仮処分申請が認容されたものである。債権

62 判例自治180号81頁。

63 同頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

者は、本件処分場予定地の近隣に居住し、井戸水を飲料水・生活用水として使用している住民、債務者は、福岡県田川郡川崎町に産廃の安定型最終処分場の建設と操業を計画し、県知事から設置許可を得た産廃処理業者であった。被保全権利として人格権等が主張された。主要な争点は、(1)本件処分場から有害物質漏出の蓋然性、(2)本件処分場の建設・使用操業による人格権侵害の蓋然性などであった。

本件において、県知事の施設設置許可がでている安定型処分場の建設・使用・操業の差止めが認められた意義は大きい。知事の許可審査の杜撰さ、あるいは、それが審査基準に忠実なものであったとすれば、この審査基準のいい加減さが断罪されたといえよう。安定型処分場については、その実態からも一般的に危険なものとされ、この原則的な危険性を前提に判断が示されている。

被保全権利についても、判例法上承認された人格権から出発し、身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利を導く一方、平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利の認められるべきことが論証されている。

これらの権利侵害の立証方法についても、高度の蓋然性が必要としつつ、「証明の公平な負担」の見地から、債権者において一応の立証—上記のように、安定型処分場は一般的・原則的に危険なものとしてされているので、その点の指摘をすれば疎明として十分である—をすれば、債務者において具体的にその危険性のないことを立証しない限り、侵害発生の高度の蓋然性を認定すべきものとされた。保全の必要性についても、汚染被害の回復困難性を前提に、原状回復についての債務者の技術や資力、汚染被害の永続性などが考慮されており、注目に値する。以下のとおりであった。

上記(1)につき、裁判所は以下のように判示した⁶⁴。

〔(二)本件処分場からの有害物質漏出の可能性

(1)本件処分場は、安定型最終処分場である。しかし、安定型最終処分場においても、安定5品目の中にも他の汚染物質が残存、付着しているうえ、金属も埋立てられて長年廃棄物処分場の浸透水にさらされることによって金属間に電流が流れてイオン化傾向の高い金属は溶出する可能性が高く、また条件によっては細菌が金属を溶出させる可能性もあり、廃棄物そのものは安定5品目であっても、処分場の周辺環境を汚染させ、水質が汚染される危険性があることを否定できない。

(2)また、プラスチックやゴムはそれ自体溶け出すことはないものの、その中に含まれている様々な添加剤が溶出する可能性は高く、埋立処分場の浸出水からはフタル酸エステルをはじめ、多くの廃プラスチックの添加剤が検出されていること、環境への漏出防止がほとんど行われない安定型最終処分場に廃プラスチックが埋立処分されればプラスチック添加剤等が水質汚染等を引き起こす可能性がある。

(3)安定型最終処分場では、搬入された安定5品目に混入しないはずの有害物質が含まれる事例が存し、現実には安定5品目以外の廃棄物が混入されてもこれを分別することは極めて困難である。

そして、現行法上の安定5品目について何らの遮水工を施すことなく、そのまま埋立てる安定型最終処分場においては、これまで有害物質が流出して水質の汚染が発生した事例が多い。

(4)ところで、債務者は、他の産業廃棄物処理場において現に実行している安定5品目の選別方法として、

- ①収集・運搬した廃棄物を、すべて債務者所有の積替保管場所に搬入し、
- ②右保管場所に搬入するに際し「マニフェスト」(積荷目録制に係る産業廃棄物管理票)

64 判時1662号135~136頁。

の記載と搬入する廃棄物の照合を実行し、

③前記保管場所において、従業員の「目視」によって廃棄物の選別を行っている。

しかしながら、債務者は、建設廃棄物も取り扱っているものの、その廃棄物については、一般の建設物を解体あるいは新築する際の廃棄物である、右5品目以外のしっくい、家電製品、塗装、畳、新建材、壁土泥、モルタル付木材、湿気とり、スレート、廃靴、アスベスト、電気配線、絨毯、電話機、バッテリー、電池、カーテン、シロアリ防除剤付コンクリート、ブラインド、雨どい、カセット、ビデオテープ、防音材、流し台、風呂桶、壁紙、電球、蛍光灯、家具、断熱材、殺虫剤等が混入しやすいため、廃棄物の中から、安定5品目を取り出し、その他の廃棄物については、中間処理に回すか、あるいは管理型・遮断型処分場で処理する必要がある。そして、債務者が本件処分場を適正に維持管理し有害物質の混入及び流出を防ぐ対策として主張する内容は、一般的かつ抽象的であって、その分別処理の専門的知識、経験、陣容、処理態勢及び採算性等に徴すると、実効性についての疑念を払拭することはできない。

そうすると、債務者において、本件処分場を建設して操業することについては、産業廃棄物の処理という公共性が存するものの、これにつき現行法下で福岡県知事所定の設置許可を得ていることだけをもって、その具体的な安全性が確保されているものということとはできない。」

上記(2)の争点についても、以下のように、侵害の高度の蓋然性があると認定された⁶⁵。

「(四)人格権侵害の高度の蓋然性について

(1)人格権を侵害された者は、物権の場合と同様に排他性の現れとして、現に行われている侵害行為を排除し、又は、将来生ずべき侵害を予防するために侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和61年

6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。

そして、人は生存していくのに飲料水の確保が不可欠であり、かつ、確保した水が健康を損なうようなものであれば、たとえ有害物質の含有量が微量であっても、これを長年にわたって飲用し続けることによって体内に蓄積され、ついには健康を害し、生命・身体の安全を害することは明らかであるから、人格権としての身体権の一環として、質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利があると解される。また、洗濯・風呂その他の生活用水に当てるべき適切な質量の水を確保できない場合や、客観的には飲用・生活用に適した水を確保できたとしても、それが一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当としない場合には、不快感等の精神的苦痛を味わうだけでなく、平穏な生活を営むことができなくなるというべきである。

したがって、人格権の一種としての平穏生活権の一環として、適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利があると解される。そして、これらの権利が将来侵害されるべき事態におかれた者、すなわちそのような侵害が生ずる高度の蓋然性のある事態におかれた者は、侵害行為に及ぶ相手方に対して、将来生ずべき侵害行為を予防するために事前に侵害行為の差止めを請求する権利を有するものと解される。

(2)ところで、本件のごとく一般の住民が、専門業者を相手として、その業者の営業に関して生じる健康被害及び生活妨害を理由に、本件処分場の建設及び使用操業の差止めを求めている事案においては、証明の公平な負担の見地から、住民が侵害発生の高度の蓋然性について、一応の立証をした以上、業者がそれにもかかわらず侵害発生の高高度の蓋然性のないことを立証すべきであり、それがない場合は、裁判所としては、侵害発生の高

65 同上136～137頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

の蓋然性の存在が認められるものとして扱うのが相当である。しかも、本件は、最終的な権利関係の確定を本案訴訟に委ねざるを得ない仮処分申立事件であるから、立証の程度が証明ではなく疎明で足りるものというべきである。

(3)そこで、前示(二)(1)及び(2)（本件処分場の位置及び坑道跡の存在）並びに(三)(1)及び(2)（本件処分場計画の概要）の事実に加えて、右(二)(1)ないし(4)（本件処分場からの有害物質漏出の可能性）並びに(三)(1)ないし(4)（雨水、湧水及び排水について）の事実を総合すると、本件処分場からの有害物質が漏出したり、本件処分場の有害物質を含んだ浸出水が本件予定地から地下に浸透し、また調整池の排水口からの野呂ヶ池に達するまでの間で地下に浸透し、更に野呂ヶ池に流れ込む等して、本件予定地、野呂ヶ池及びその各付近の井戸や前示大峰浄水場の水源を汚染する高度の蓋然性を一応認めるのが相当である。」

以上を前提に、各債権者について受忍限度を超える侵害の有無が検討され、以下のように判示された⁶⁶。

「そして、前示のとおりX1は、いずれも本件予定地近隣に居住してそれぞれ井戸水を飲料水又は生活用水として使用し、またX2は、本件予定地近くに居住し、それぞれ井戸水を飲料水又は生活用水として使用しているところ、これらの債権者は、現在川崎町の上水道施設が一応存するとはいえ、これのみの利用を余儀なくされるいわれはない。さらに、X3は、いずれも前示大峰浄水場からの水道水を飲料水又は生活用水として使用している。

以上の債権者らは、被侵害利益の性質及び内容との比較において、前示水質汚染の実例とこれに対する債務者の安定5品目の選別方法及び排水対策の内容、付近住民に対するその具体的情報の開

示の程度並びに坑道跡が存する立地条件等の諸般の事情にかんがみると、その被侵害利益が受忍限度を超えるものと判断するのが相当であるので、人格権に基づく差止請求権について被保全権利の存在が一応認められる。」

最後に、保全の必要性について、本件処分場が県知事の設置許可のなされたものであることを前提としつつも、被害の危険性、回復可能性、持続性などを根拠に、次のように判示された⁶⁷。

「二 保全の必要性について

前示のとおり所定の許可基準に基づく福岡県知事の設置許可がなされているものの、本件処分場において債務者が計画している安定5品目の選別方策及び排水対策等では、一定の住民の生命・身体に重大な影響を及ぼす水質汚染の防護策につき必ずしも十全を期しているものとはいえないこと、債務者の選別によって持ち込まれた有害物質は、浸透してきた雨水や湧水によって浸出し、また本件処分場の底部の地層や野呂ヶ池までの間の地表から地下に浸透し、更に野呂ヶ池に流入して水質汚濁を惹起する危険性が極めて高く、いったん本件処分場の操業により侵害が生じたときは、債務者にその原状回復の技術や資力はなく、この汚染を除去することは極めて困難であること、右侵害が永続的に継続するおそれがあること等の事情が一応認められる。

したがって、X1、X2、X3について、前示人格権を被保全権利とする保全の必要性が存することが一応認められる。」

本決定の評価であるが以下のように要約できよう。

第一に、ここでも、一般的な安定型処分場の危険性が認定されたことである。その判示部分は説得力に富み、安定型処分場に関する他の事例においても援用しうるものである。

66 同上137頁。

67 同上138頁。

第二に、債務者が本件処分場を適正に維持管理する対策として主張した内容についても、「一般的かつ抽象的であって、その分別処理の専門的知識、経験、陣容、処理態勢及び採算性等に徴すると、実効性についての疑念を払拭することはできない」と断じた点は⁶⁸、安定型処分場の実態をよく踏まえた卓見であって高く、評価される。産廃処理の現場・現実・現状が直視されている。

第三に、被保全権利についても、人格権から派生する身体権・平穏生活権の一環として地域住民に認められる水に関する権利—浄水享受権というべきもの—を根拠としており、その判例上の確立に貢献している。この権利も他の同種事案において援用しうるものである。

第四に、一般住民対専門業者間の廃棄物紛争において、その業者の営業に関して生じる健康被害や生活妨害を理由に、処理施設の建設・使用操業の差止めを求めている事案では、「証明の公平な負担」の見地から一般住民の立証責任の軽減をはかり、住民が侵害発生の高度の蓋然性につき一応の立証をすれば、専門業者において侵害発生の高高度の蓋然性のないことを立証すべきで、この反対立証ができなければ侵害発生の高高度の蓋然性を推認するという手法がとられている。しかも、住民に要求される上記「一応の立証」も、他の同種事案を援用しつつ、処理施設の一般的な危険性の立証で足りるようであり、被害者救済に資するところ大である。

最後に、安定型処分場により地域環境が汚染される廃棄物紛争の場合に、被害の重大性・回復困難性・永続性などを理由に、保全の必要性を認定したのも正当である。

4.6 津地裁上野支決平11.2.24判時1706号99頁 (産業廃棄物中間処理施設操業禁止仮処分事件)⁶⁹

この事件は、木屑などの産廃を焼却する中間処理焼却施設について、ダイオキシン類が発し近隣住民の生命身体等が侵害されるおそれがあるとして、その操業禁止の仮処分が認められたものである。債権者は、三重県上野市内の上野ニュータウン自治会の構成員で、その居住者、居宅の所有者、土地所有者など、債務者は、産廃処理業者で、焼却施設を操業して、産業廃棄物を焼却処理する業者であった。債権者らは、既存施設である本件施設の操業禁止の仮処分を申請し、請求原因として、本件施設の操業により、ダイオキシン類の発生する蓋然性が高いこと、大気・地下水が汚染され、本件施設から半径800mの範囲内に居住する債権者らがダイオキシン類に曝され、生命・身体・財産権を不当に侵害されるおそれのあることなどが主張された。

まず、裁判所は、当該施設に適用される構造基準と維持管理基準の内容を明らかにした⁷⁰。これらの基準は廃棄物の適正—すなわち、環境保全上の支障を生じない—な焼却処理を確保するために定められたものとされる。

「本件施設は既存施設であるため、経過措置として平成10年11月30日までは、改正前施行令等の適用を受けるものとされたが、同年12月1日からは、改正施行令等により次のような構造を有することが要求されることとなった。

a 構造基準

- あ 燃焼ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼できる燃焼室の設置
- い 助燃装置の設置

68 同上136頁。

69 この事件の判例解説として、環境法判例百選138頁(福士明執筆)、参照。

70 判時1706号103頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

- う 燃焼室への空気供給設備の設置
- え 燃焼室内の燃焼ガス温度の連続的な測定及び記録装置の設置
- お ばいじん、焼却灰が飛散流出しない灰出し設備の設置
- か 排ガス処理設備
- き 排ガス冷却装置
- b 維持管理基準
 - あ 焼却施設における投入廃棄物の混合
 - い 運転開始時の速やかな炉内温度の上昇
 - う 運転終了時の燃やし切り
 - え ばいじんの除去
 - お ダイオキシン類濃度の年1回以上の測定
 - か 排ガスの適正処理
 - き 火災防止及び消火設備を設置する
 - く 炉出口の炉温を摂氏800度以上に保持する
 - け 燃焼ガスが摂氏800度以上の状態で燃焼
 - こ 焼却灰の熱しゃく減量を10パーセント以下にする
 - さ 燃焼室内の燃焼ガスの連続的な温度設定
 - し ダイオキシン類濃度を1立方メートルあたり80ナノグラム以下の条件で焼却

ついで、裁判所は、当該施設につき上記基準が遵守されていたか、債務者尋問の結果や提出された書証から検討し、次のように判示した⁷¹。

「しかし、債務者審尋の結果によると、本件施設には、本件における審尋手続を終結した平成10年12月28日においても、前記構造基準を満たす設備が備えられていないことが一応認められ、したがって、前記維持管理基準を遵守した操業・維持管理を実行することが困難であるというべきである。現に、疎乙六号証の上野保健所によって実施

された平成10年9月17日における本件施設のうち営業運転を開始した600型焼却炉についての炉内温度の測定結果によると、前記摂氏800度以上の焼却温度は一度も達成されていなかった事実が認められる。この事実に照らすと、現実にその操業において、前記維持管理基準を充足しない状況で操業がされている事実が一応認められる。」

一方、当該施設で焼却される廃棄物の属性や債務者の焼却方法などから、ダイオキシン類発生の可能性が検討され、次のように判示された⁷²。

「債務者が焼却を予定している木屑や建設混合廃棄物に含まれている紙屑には、塩素化合物を含有する物質が使用または結合されていることが多く、850度以下の焼却条件ではダイオキシン類が発生することが避けられないことについては当事者間に争いが無い。また、建設混合廃棄物には大量のダイオキシン類を発生させる塩化ビニール系廃棄物が混入する可能性があり、その焼却によってより多量のダイオキシン類が発生する危険も存在するものである。」

以上を前提に、当該施設における焼却によりダイオキシン類の発生が避けられないとされ、これを前提として、債務者に発生したダイオキシン類を放出させない義務があるとし、この義務違反の有無が検討された⁷³。

「以上の次第で、本件施設がこれを操業することによってダイオキシン類を発生させることが避けられない施設である以上、債務者はその発生を可能な限り抑制し、発生したダイオキシン類を環境中に排出あるいは流出させないための措置を具体的に実施する義務があるというべきである。本件施設について債務者がダイオキシン類の発生を抑制し、発生したこれを環境中に排出あるいは流出させないためになすべき設備及び対策について

71 同頁。

72 同上104頁。

73 同頁。

の基準が、前記の構造基準及び維持管理基準であるが、債務者は本件施設の操業により発生が避けられないダイオキシン類から環境を保全し、地域住民である債権者らの法益を侵害しないために本件施設に備えられている各施設の具体的内容を、債務者審尋においても具体的に疎明する資料を提出しなかった。なお、債務者は本件施設には助燃バーナーを設置して炉内の温度を高温に保っていると主張しているが、その具体的状況は明らかでない。」

以上を前提に、当該施設からダイオキシン類が外部に放出しているとされ、この放出されたダイオキシン類が債権者らの居住地に侵入しているとして、健康被害が発生する蓋然性が認定された⁷⁴。

「前記認定のような本件施設のダイオキシン類の発生を抑制し、発生したダイオキシン類を環境中に排出あるいは流出させないためになすべき設備及び対策の整備の不備な状況と整備に対する債務者の対応、本件施設における焼却の対象となる木屑等の産業廃棄物の燃焼によるダイオキシン類の発生可能性の存在及び前項の測定結果により本件施設の焼却炉の排ガス中にダイオキシン類の排出が確認され、本件施設から排出される排ガスが上野ニュータウン内部まで侵入している状況を総合して判断すると、本件施設の操業によって債権者らに対し健康被害等が発生する蓋然性があるものと一応認められるといわなければならない。」

最後に、まとめとして、本件施設が地域住民の健康被害を発生させる高度の蓋然性を有することから、上記構造基準・維持管理基準が遵守され、被害が受忍限度内に収まるまでの間、その操業禁止が命じられた⁷⁵。

「以上の認定の結果を総合すると、本件施設は周辺地域の環境を汚染し、住民の健康を侵害する高度の蓋然性を有する施設と一応認められるもの

であるから、本件施設が前記構造基準を充足する設備を備え、また、同維持管理基準に沿った維持管理が可能となって、受忍限度を超える周辺地域の環境破壊や住民の法益侵害の発生の蓋然性が消失するに至るまでは、その操業の停止を命じるのもやむをえないといわざるをえない。」

本決定の特徴として以下の諸点を指摘できるであろう。

第一に、上記構造基準・維持管理基準がダイオキシン類発生の判断基準とされたことである。本件はこの基準違反が認定されたので問題はなかったが、逆に、この基準が遵守されていればダイオキシン類の発生はないとされてはならない。科学的な知見の充実とともに基準が改訂されるように、基準自体が完全なものではありえない。

第二に、債務者の実際の知識・経験、問題意識、施設の運用状況なども検討され、そこからもダイオキシン類の発生が避けられないとされた点も高く評価できるであろう。このように施設の安全性はハード面の性能だけでなく、これを運用する人の能力などソフト面からの検討も必要である。

4.7 水戸地決平11.3.15判時1686号86頁(全隈町産業廃棄物最終処分場建設禁止仮処分事件)

この事件でも、安定型処分場が危険なものとされ、排出される有害物質によって水源が汚染されるおそれがあるとして、その建設等の差止めが認定された。債権者らは本件処分場の周辺住民、債務者は本件土地上に産廃最終処分場の設置を計画した処理業者で、債権者らは、人格権や水利権に基づき、本件処分場の建設・使用・操業差止の仮処分を申請した。主要な争点は、本件処分場の設置により、そこから排出される有害物質により地

74 同頁。

75 同頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

下水・表流水が汚染されるか、その結果、使用中の水道水・井戸水・農業用水が汚染されるおそれがあるかどうかであった。

最初に、安定型処分場において埋立処分される安定5品目のそれぞれについて、その安全性が検討された⁷⁶。

〔(一)プラスチックには可塑剤、安定剤、添加剤としてフタル酸化合物、重金属類等の物質が使われており、これらが人体に及ぼす影響については、未だ科学的に完全には解明されているとまではいえないものの、少なくとも、相当の悪影響を持つ可能性があることが専門家の間で指摘されていることが一応認められ、これらが本件処分場内の水質を汚染するおそれを認めることができる。そして、その指摘されている人体への作用は長期間継続するものであり、人間の生殖機能等に影響を与えることによって、世代を越えたものになり得ることが、現在の社会一般の認識となっている。そして、その社会一般の認識の科学的正確性が実証された場合には、その時点までに発生してしまっている被害の回復は極めて困難または不可能である。

以上の観点から、廃プラスチックには、有害な物質が含有されている可能性がある判断される。

(二)金属が、人体に有害な影響を与えること、その金属が重金属である場合には、その影響が更に重大であることは当裁判所に顕著な事実であり、これらの金属が本件処分場の水質を汚染する可能性は十分認められる。

(三)建設廃材については、債権者らの主張を、債務者も積極的には反論していないし、当裁判所も債権者らの主張を顕著な事実として是認することができる。また、建築資材には、人体に有害な物質が含まれている事実は、(証拠略)によって

も一応認めることができこれらの有害物質が本件処分場の水質を汚染する可能性が認められる。

(四)ガラスくずについては、債権者らの主張を、債務者も積極的には反論していないし、当裁判所もガラスくずには、様々な物質が付着したまま搬入される可能性があるとの債権者らの主張を顕著な事実として是認することができ、これらの有害物質が本件処分場の水質を汚染する可能性が認められる。

(五)一般論として、安定5品目の人体の安全に対する科学的かつ客観的な影響が必ずしも明確になっていないことは債務者の主張するとおりであるが、その危険性について、既に述べたように、一般社会において強い危惧の念を持たれていることは当裁判所に顕著である。現に、行政的規制においても、それまで安全であると思われていた廃棄物のあるものについてその毒性が疑われてきたために、安定5品目から除外する扱いがなされたものがあり、現在もその検討が継続されているところである。そうとすれば、前記一般社会の強い危惧の念は根拠がないものということではできず、債務者の主張は採用できず、後記のとおり、債権者らの被保全権利を侵害する危険はあるものと判断される。』

次に、安定型処分場の実際の運用面からその安全性が検討された⁷⁷。その際、本件処分場において、長期に亘り大量の産業廃棄物が埋立処分される事情も考慮された。

〔(一) 安定型処分場に搬入が認められていない廃棄物の搬入を阻止するため、マニフェスト表の作成提出を義務づけることなどにより種々の方策が採られているが、現実には、安定5品目以外の廃棄物の混入を阻止することは、取引上の力関係、採算面などから容易なことではない。

(二)また、現実の最終処分場において、認めら

76 判時1686号89頁。

77 同上89~90頁。

れている以外の廃棄物が搬入され、その後問題が起こった事例が報告されている。

(三)さらに、廃棄物は、その性格上、本来的に種々雑多のものが混入しやすいものであり、それを丹念に分離することは、極めて困難且つ複雑な作業を必要とすることは当裁判所に顕著な事実である。そのために、行政においても、種々の努力・工夫が続けられていることは債務者主張のとおりであるが、右問題点を完全に解決できているとまでは認められない。本件処分場についてみると、11年という長期にわたり、容量12万7947立方メートル、重量1000トンという大量の廃棄物を処理することを目的とするわけであるから、右の分離の困難性に関する一般論は当然に当てはまるといえることができる。

(四)よって、本件処分場へも、予定外の廃棄物が搬入される可能性は存在するといわなければならない。」

一方、遮水シートの安全性・信頼性についても、各地の他の事例報告を参考としながら、

以下のように詳細な判断が示された⁷⁸。

「(一)遮水シートは、法的には、管理型処分場においてその設置が義務付けられているものであるが、現実にはそれが設置された数カ所の管理型処分場で、その遮水シートが破損した例がある。そして、当初予想されていた遮水シートの耐用年数と現実にはそれが破損するまでの期間との間に相当の誤差を生じている。

(二)遮水シートは、技術的に複数のものを接着接合して用いる必要があるが、その接合は技術的な困難を伴い、その部分は特に破損しやすくなる傾向がある。

(三)本件処分場予定地の地盤は、泥岩によって構成され、泥岩は、地質学的には堆積岩に属し、工学的には軟岩に属する。地下水脈は右泥岩で隔絶された深いところに位置しており、地下水に流

入する雨水などの表面水は少ない。

(四)表面水の多くは泥岩の表面を通じて河川等に流入する。また、右泥岩は上部は多少風化しているがそれより深部に風化は見られず、ボーリングによるコアが棒状となる程度の堅さを持つ。湧水は見られず、20メートル程度の深度までは地下水は発見されていない。

(五)以上を総合して考えると、当裁判所としては、遮水シートが破損する可能性は後述のとおり否定できないが、仮にそれが破損したとしても、そのことによって、地下水が汚染される可能性までは認められない。したがって、債権者らの申立のうち、井戸の水質が汚染されることを根拠としている部分は、その余の点について判断するまでもなく、認められない。」

「遮水シートの強度について、当裁判所が科学的に的確な判断をすることはできないが、前記のとおり、現実には相当数の管理型処分場において破損した事実が存在し、(証拠略)によっても、その後の改良によって、長時間にわたってその安全性を現実に実証したとまではいえることができず、その破損の可能性を否定できない。まして、遮水シートは、地下の深いところで、かなりの高圧のもとに敷設されるものであり、その耐久期間については本件処分場が稼働している間だけでも11年であり、当然その後も長時間にわたり遮水性を維持することを求められるものである。以上を総合すると、遮水シートが破損しないことを前提にして水質汚染の可能性を判断することはできない。したがって、遮水シートが破損する可能性を踏まえて判断すれば、本件処分場内で汚染された水が破損した個所から浸出し、地表近くの土壌を経由し泥岩の表面を通じて処分場外に流出する可能性が認められることになる。もちろん、それから田野川に至るまでの経路でろ過、浄化されることがあることは認められるが、それによって、完全に

78 同上90～91頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

汚染が除去される科学的根拠がない以上、後記債権者らの被保全債権の侵害の可能性は否定できない。」

一方、被保全権利については、一般的に、人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保することが認められるとしつつ、各債権者について、その井戸水、水道水、農業用水を享受する権利の侵害が認められるか検討されたが、結論として、井戸水については侵害を否定し、水道水・農業用水については肯定し、次のように判示された⁷⁹。

「債権者らの被保全権利について

(一)債権者らが、その生活していくうえでの様々な利益の中で、生命・健康を維持して、快適な生活を営む利益が法的に保護されるべき人格権として認められることは確立した法理といえる。その人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保することが含まれるといえる。そして、右内容の人格権は、その性質からみて、法的に最大限の保護に値するものであり、他人の行為により侵害される可能性がある場合には、その行為を事前に差し止めることが認められるものと解する。

(二)債権者らの井戸水、水道水、田野川の水の農業用水としての利用状況が債権者らの主張のとおりであることが一応認められる。

しかし、井戸水を飲料水・生活用水として用いている債権者については、井戸水の汚染の可能性が認められないことは前述のとおりであるので、それを前提にした債権者らの被保全権利侵害の危険は認められない。

(三)本件処分場と水戸市の上水道の取水口との位置関係は債務者主張のとおりであることが一応

認められるが、そのことによって、水道水が汚染されないという根拠にはなり得ず、水道水が汚染される可能性は否定できないというべきである。そして、水道水は、本来、長期間にわたって摂取するものであり、直接人体の健康に対して基本的な影響を及ぼすものであるから、汚染物質の流入が危惧される場合、その量が人体に影響がないほどの微量であることが積極的に疎明されない以上、それを利用している債権者らの被保全権利の侵害の可能性を否定することはできないと解すべきである。

(四)処分場周辺に水田を有し、処分場からの排水が流入する田野川の水を農業用水として利用している債権者らについては、農業経営を侵害されないような安全な水質を確保することのできる権利を有すると考えられるところ、他人の行為によって、水質が害され、右権利が侵害される可能性が高く、その侵害の程度が深刻である場合には、その行為を事前に差し止めることも認められると解する。

そして、本件については、前項に既述したのと同じ理由で、汚染された水が流入することによって、農作物が汚染される可能性は認められる。」

さらに、被保全権利の侵害が認められた水道水と農業用水について、保全の必要性が検討され、水道水については肯定されたが、農業用水については否定された⁸⁰。

「(一)前記のとおり、本件処分場から流出する水によって汚染される可能性のある河川から取水される水道水を使っている債権者らについてはその危険性が顕在化した場合は、その結果は重大であり、回復が困難または不可能であることを勘案すると保全の必要性はあるものと思料される。

(二)しかし、田野川の水を農業用水として利用していることを根拠として権利を主張している債

79 同上92～93頁。

80 同上93頁。

権者らについては、農業用水は、水道水のように直接汚染そのものが人体に影響を及ぼすものではなく、その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合には、その発見及び回復も飲用水ほど困難とは思料されないので、事前差止めまでを求める保全の必要性はないものと判断される。」

本件も先例的な意義のたかい判例といえる。特徴として次の諸点を指摘できるであろう。

第一に、ここでも安定型処分場の一般的な危険性が認定されたが、安定5品目それ自体の危険性が一般的に論じられ、その属性からも安定5品目の危険性が論証されたことの意義は大きい。この点は、安定5品目の安全性を前提として安定型処分場なるものの設置を認め、その建設促進をはかってきた国の責任問題にも発展するであろう。近い将来、安定型処分場からの土壌・水質汚染は社会問題化すると考えられ、その規模の大きさは大量の産業廃棄物が埋立処分されていることを意味し、その浄化や原状回復には天文学的な費用が必要となる。この費用を民間処理業者が負担できるはずもなく、公金が投入されるほかはないと考えられるが⁸¹、皮肉にも、上記のような国の誤った安定型処分場の建設促進政策が公金投入の法的根拠となりうるであろう。

第二に、安定型処分場の実際の運用状況が検討され、この側面からも、安定型処分場の危険性が指摘されたことである。マニフェスト制度や目視点検の限界なども指摘されている。安定5品目自体が安全なものだとしても、その運用の実態に照らしてみても、危険なものとしてされた。

第三に、遮水シートを使用するとしても、安定型処分場の危険性は払拭されないとされた。本

来、安定型処分場には、管理型処分場とは異なり、法令通達上も、遮水シートの設置は要求されていないが、これを設置した場合にも安定型処分場は危険なものとしてされた。その意義は大きい。遮水シートそのものの破損の可能性が詳細に検討され、遮水シートが破損する可能性を踏まえた判断が示された。

第四に、以上を前提として被保全権利の侵害の有無が検討され、地下水については、遮水シートが破損する可能性を前提としつつも、地下水が汚染される可能性は否定されたが、水道水や農業用水については、「本件処分場内で汚染された水が破損した個所から浸出し、地表近くの土壌を經由し泥岩の表面を通じて処分場外に流出する可能性」が指摘され、それが「田野川」を経て、水道水や農業用水を汚染する可能性が認定された。

第五に、このように、水道水と農業用水の汚染の可能性を認定しつつも、水道水についてのみ保全の必要性を認め、農業用水については、「その水によって生育した農産物に影響することによって間接的に影響するわけであり、万一被害が発生した場合には、その発見及び回復も引用水ほど困難とは思料されない」として、事前差止めまでの保全の必要性を否定した。この点は批判を免れない。

最後に、やや一般的であるが、本決定は、たとえば、安定5品目について、「人体の安全に対する科学的かつ客観的な影響が必ずしも明確になっていない」としつつも、その危険性について、「一般社会において強い危惧の念を持たれていることは当裁判所に顕著」であると判示するなど、いわゆる予防原則に立脚したような理解を示しているし、微量な有害物質による健康被害の評価についても、水道水の場合には、「長期間にわたっ

81 投入された公費の回復請求については別論であって、いわゆる拡大生産者責任論などにより、排出事業者についてはもちろん、流通事業者・製造事業者などへの上流者への責任追及が考えられるべきである。拡大生産者責任論につき、大塚環境法413頁以下とそこに紹介された文献、参照。

て摂取するものであり、直接人体の健康に対して基本的な影響」を与えるとしており、高く評価できる。裁判所に顕著な事実として予防原則的な発想をとり入れ、有害物質の微量性についても、日常的な長期間に亘る摂取と結びつけて健康被害を認定する手法も、今後の参考となるものである。

4.8 大津地決平11.9.24判例自治197号66頁 (廃棄物最終処分場立入妨害禁止等仮処分事件)

この事件は、廃棄物紛争としてはやや珍しい事例で、処分場の周辺住民が水質・土壌汚染等の調査準備のため処分場敷地内へ立ち入ることの妨害禁止等を求めたものである。債権者は、滋賀県野洲郡中主町大字此江区の住民で構成組織された団体と同此江区の住民、債務者は、昭和36年から48年まで、滋賀県守山市川田町内の土地（本件土地）を一般廃棄物最終処分場として使用し、焼却した可燃性のゴミ等を埋め立て処理した自治体であった。

住民らは、人格権に基づき、本件土地の水質調査等の準備のために本件土地へ立ち入ることの妨害禁止、債務者による同調査の実施を求める仮処分を申請した。裁判所は以下のように判示して却下した。

まず、被保全権利とされた人格権の保障範囲がどこまで争われた。具体的には、人格権侵害に関する資料収集のために、債務者に一定の作為や受忍を義務づけうるか、債務者が自治体であることにも関係して、争点となった。裁判所の判断は以下のとおりである⁸²。

「人格権に基づいて生命・身体・健康を侵害されているか、そのおそれにさらされているとして、右侵害行為や侵害状態の排除や差止めを求めることができるとしても、右侵害行為ないし侵害

状態の排除や差止めを求めるための法的手続を将来採った場合、債権者において主張・立証すべき事実となる人格権侵害の事実の有無、程度に関する資料収集のために、債務者に対し一定の行為をなすことを求め、あるいはその準備等のために債権者においてなす行為を受忍すべきことを求めることは、人格権の内容には含まれていないと解すべきである。すなわち、右資料収集は、本来、債権者が自己の権限と責任の範囲内においてなすべき事柄であって、相手方である債務者としては、法令で義務付けられた場合以外、債権者のためにこれをなすべき義務があるということとはできない。また、債務者は、地方公共団体として、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することを事務の一つとするが（地方自治法2条3項1号）、そのことから、直ちに、債権者らに対し、地下水汚染、土壌汚染の予防排除、その前提とした調査を行うべき義務があるということもできない。」

裁判所は、以上の一般論を前提として、本件仮処分申請を却下した⁸³。

「しかるに、債権者らの本件申立は、人格権が侵害され、又は侵害されるおそれがあるとして侵害行為ないし侵害状態の排除や差止めを求めるものでも、右説示にかかる人格権の実現を直接図るものでもなく、むしろ、右侵害行為ないし侵害状態の排除や差止めを求めるための法的手続をとった場合、債権者らにおいて主張・立証すべき事実となる人格権侵害の事実の有無、程度に関する資料収集のために、債務者に対し本件調査をなすことを求め、あるいは債権者らが本件土地に立ち入ることの妨害禁止などを求めるものであるから、人格権の内容として、債務者に対し、右のような行為をなすことを求め、あるいは債務者に債権者らの行為を受忍すべき義務があると解することはでき

82 判例自治197号68頁。

83 同頁。

ない。」

このように人格権保障の射程を狭く解するのは疑問であろう。

裁判所も、上記「資料収集は、本来、債権者が自己の権限と責任の範囲内においてなすべき事柄」であると逃げるだけで、この点の実質的な理由づけができていない。もともと人格権は包括的な権利であって⁸⁴、その内実と外延は拡大途上にあるし、その実質的な保障がはかられるべきものである。その保障内容があらたな要請に応じて拡大するのは当然である。たとえば、上記のように、人格権から派生した権利として、その身体権の一環としての質量共に生存・健康を損なうことのない水を確保する権利、その平穩生活権の一環としての適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利も承認されるにいたっている。

廃棄物紛争において、被保全権利である人格権の侵害の有無・程度は法的救済の肯否に直結するもので、そのための資料収集ができるかどうかは、人格権保障そのものの試金石ともいえる。とすれば、人格権を単なるお題目として「保障」しても意味がないのだから、資料収集に関し一定の作為・受忍を債務者に義務づける法令の規定がないような場合にこそ⁸⁵、人格権を根拠とした請求を認めるべきであろう。本件は、裁判所による人格権保障の実効化が図られるべき事案であったのであり、法の欠缺を埋める法創造の機能が期待されていたといえよう。

4.9 長野地裁松本支判平12.1.26判時1752号115頁(産業廃棄物処分場建設差止請求事件)

この事件は、水源の所有者である村が産業廃棄物の安定型処分場が建設されると水源が汚染されて給水が困難になると主張してその建設差止めを求めたものである。債権者は、長野県美麻村で、処分場建設予定地から約500m離れた地点を水源(二重水源)とする水道施設を所有し、そこから取水した水を給水して村民の飲用、生活用に供給していた。相手方は、産業廃棄物の安定型最終処分場の設置を計画した業者で、その所有する中間処分場で破碎処理した産業廃棄物のうち安定5品目から木くずを除いた4品目を最終処分を計画していた。村は、所有権に基づき処分場の建設差止めをもとめ、本件処分場の建設・稼働により、有害物質を含んだ異常な汚れや臭気を伴った汚水が排水されて地下に浸透し、二重水源を汚染する蓋然性が極めて高いと主張した。裁判所は以下のよう判示して差止めを認めた。

まず、上記二重水源の汚染について、処分場予定地の地形・地層・構造、それと二重水源との位置関係、二重水源の取水状況などを分析し、その汚染の高度の蓋然性があるとされた。以下のとおりである⁸⁶。

「信州大学地学教室赤羽貞幸助教授が指摘するとおり、本件予定地付近の表流水や地下水は、本件予定地が谷頭にあり、地下水の湧水場所であるという地形特性、帯水層となる地層の分布、構造からみて、谷に沿って本件予定地の南東側の二重水源に向けて流下すること、本件予定地と二重水源の距離が500メートルと近いことに加え、二重

84 たとえば、内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」有斐閣(2006)も、人格権について「人間が個人として人格の尊厳を維持して生活する上で有するその個人と分離することのできない人格的諸利益の総称」と定義している。

85 1997年の改正廃棄物処理法は、廃棄物処理施設の維持管理に関し記録・備え置き・閲覧の制度をあらたに設けたので(8条の4、15条の2の3)、これをテコとした文書提出命令の申立てを活用一訴えの提起前には証拠保全による一することが考えられる(民事訴訟法221条、220条2号、234条)。が、債権者自らが現場に臨んで資料収集する必要がある場合には、この方法にはより人格権を根拠とした請求の適法性いかに依然として問題となる。

86 判例時報1752号122頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

水源は、地下18メートルから95メートルの深さにわたって各深度から取水しているので、特に浅い地下水の影響を受けやすいこと、二重水源の一部は、水源の北西側から供給されており、本件予定地がこの方向の沢の上流に当たることなどに照らし、本件予定地に汚染物質が投棄され、これが漏水した場合、表流水及び地下水を通じて二重水源を汚染する高度の蓋然性が認められるというべきである。

以上のとおり、本件処分場に汚染物質が投棄され、これが漏出した場合には、二重水源に重大な影響を与えることは確実である。」

一般的な安定型処分場そのものの危険性も指摘され、中間処分場による混入防止のための仕分け作業にもかかわらず、本件処分場の危険性が以下のように認定された⁸⁷。

「従来、安定型処分場においては、処理物を安定5品目に限定していることから、周囲への環境汚染の心配はないとされていたが、(証拠略)によれば、実際には、安定5品目以外の廃棄物が埋立処分され、周辺環境を汚染している等の例が見られるが、これからすると、安定5品目以外の廃棄物が混入されてもこれをチェックすることは事実上不可能であり、処分場に搬入される廃棄物が安定5品目だけか否かの分別もほとんどなされておらず、しかも安定5品目に分別不能な有機物、腐敗物等が付着している例(例えば)プラスチック容器に内容物が残存していたり、建設廃材に薬剤が付着していたりする例)が多く、さらに安定5品目自体についても、金属くずに防災用スプリンクラーなどに用いられるカドミウム合金や水道管の鉛が含まれ、廃プラスチックに重金属が含まれるといった問題点があることなどから、安定型処分場であっても重金属、ダイオキシン、環境ホルモン等の有害物質が検出されたり、異常な汚れ

や臭気を伴った汚水の排出は避けられない状況にあり、各地で環境汚染の実例さらにはゴムシート等が敷設された管理型処分場においても、シートが破損するなどして、汚染物質の流出が発生した事例のあることも報告されており、このような事態を踏まえ、厚生省、環境庁等において、安定型処分場における埋立品目・管理方法等の見直しが行われていることが認められる。

右事実によれば、本件中間処分場において安定5品目と他の物品との分別が十分になされているとは到底認めることはできず、安定4品目のみを分別して本件処分場に投棄することは困難であることが認められる。

そして、被告は、いくつかの汚染物質浸出防止策を主張するが、先にもみたように、その実効性については多大な疑問があり、安定4品目以外の汚染物質が埋め立てられた場合、これが漏出する高度の危険性が認められるといわざるを得ない。」

以上を前提に、裁判所は村の所有権にもとづく差止め請求を認めた⁸⁸。

「以上のとおり、本件処分場から汚染物質が流出した場合、二重水源が汚染されることは確実であるところ、被告の主張する汚染防止策では、本件処分場からの汚染物質の漏出を完全に防ぐことはできないものと認められるから、本件処分場が建設された場合、二重水源が汚染され、その所有目的である住民への給水が不可能となることは明らかであり、したがって、原告の所有権に基づく本件差止請求は理由があるというべきである。」

本件では、村が訴訟当事者となったので、差止請求の根拠は所有権とされたが、村民が当事者となった場合には、上述したように、その人格権にもとづき判例上確立しつつある、身体権の一環としての質量共に生存・健康を損なうことのない水

87 同上122～123頁。

88 同上123頁。

を確保する権利、平穩生活権の一環としての適切な質量の生活用水、一般通常人の感覚に照らして飲用・生活用に供するのを適当とする水を確保する権利が法的根拠となりえたであろう。本件訴訟のねらいは水源の保全にあり、訴訟の内実、水源地の所有権侵害というよりも、村民の水に関する権利をまもる訴訟といえるであろう。村が一丸となって村民のために訴訟当事者となって闘った点も評価されてよい。最終処分場は、住民の健康被害・生活環境の破壊だけでなく、村そのものを抹殺する破壊力をもったものでもある。

4.10 大津地決平12.1.31判例自治202号64頁 (廃棄物等の埋め立て禁止仮処分事件)

この事件は、彦根市、多賀町、甲良町、豊郷町が関与する一般廃棄物等の埋め立て禁止が求められたものだが、水質汚濁、土壌汚染、大気汚染、交通被害等のおそれがあるとは認められないとして、申立が却下された。

債権者は彦根市とその周辺住民ら、債務者は、彦根市等で廃棄物処理場の建設・運営などを目的として設立された彦根・犬上広域廃棄物投棄場管理組合であり、問題の廃棄物施設は彦根・犬上広域一般廃棄物最終処分場であった。住民らは、生命・身体の安全・環境権に基づき一般廃棄物等の埋立処分の禁止をもとめ、請求原因として、(1)本件処分場から排出される有害物質により、地下水・河川の水質が汚染されるおそれ、(2)本件処分場に搬入された焼却灰が大気中に飛散し、周辺地域の環境を破壊するおそれ、(3)本件処分場の埋立により、搬入路への交通が頻繁になり、交通事故の増加や日常生活の不便などの被害が生ずるおそれなどが主張された。

(1)について裁判所の判断は次のとおりであった⁸⁹。

「水質汚染、土壌汚染のおそれについて

前記各認定の事実によれば、債務者は、ゴミの分別収集を徹底するよう住民や回収業者に指導したり、監視員を置き本件処分場に搬入されるべきでない廃棄物等が搬入されないよう搬入時に監視するなどの措置を講じているものの、これにより本件処分場において扱われるべきでない物が搬入され埋め立てられる可能性がないとまではいい難い。

しかしながら、前記認定の各事実によれば、

①本件処分場においては、遮水材として高密度ポリエチレンシートがいわゆる二重シートという形で使用されているところ、その設置に当たっては基礎地盤をセメント系固化剤等により仕上げ、シート自体は自走式熱融着機で加熱融着し圧接するなどして接合し、スパークテスト等を実施して、接合の完全性を確認しており、その破損防止のため保護マットや保護土などの措置が講じられていること、軟質な地盤等を掘削除去した結果、本件処分場付近で不同沈下の対象となり得る地質層は基礎地盤として残っていないこと、ボーリング調査の結果では、本件処分場が建設された谷部では湧水となるような現象は認められないこと、高密度ポリエチレンシートに関する検査結果は前記一(六)のとおりであって、右検査結果に照らせば、本件遮水シートは長期間にわたってその強度や耐久性等を保持するものと推定されること、以上を考え合わせれば、本件処分場において本件遮水シートが破損する可能性は極めて少ないということができると、

②仮に、遮水シートが破損した場合でも、それによる漏水を検知するため導電率計などが設置されており、債務者において、直ちに修繕等の適切な措置を講ずることができること、

③浸出水についても、重金属除去設備、微量有害除去設備などにより、的確に浄化することが可能であること、

89 判例自治202号69頁。

T. Sekine, Current Wastes Disputes and Legal Issues Related (2)

④本件処分場における設備等は、厚生省の指導に基づく基準や共同命令の基準を明らかに充たしていることが認められ、これらの事実を照らすと、前記の事情（本件処分場に本来搬入されるべきでないものが搬入され、埋め立てられる可能性が否定できないこと）を考慮しても、本件処分場から有害物質が搬出されることにより地下水や矢倉川水系の水及び土壌が汚染されるおそれがあるとの疎明があるということとはできない。

(2)の大気汚染についても次のように判示された⁹⁰。

「大気汚染について

前記のとおり、本件処分場では、家庭用焼却灰は、ほとんど肥料袋に入れられていて、混じり気のもものが多く、通常はそのままで飛散することがない上、晴天の日には、焼却灰等が飛散しないように、散水がなされ、その上に即日覆土なされていることに照らすと、本件処分場に持ち込まれた焼却灰により周辺の環境を破壊するおそれがあるとの疎明があるということとはできない」。

却下の理由はいくつか考えられる。

第一に、問題となった施設は市町村が主体となって設置する一般廃棄物の処理施設であったことである。最終処分場の差止めが認められた事例の多くは、民間処理業者の設置する産業廃棄物の

処理施設であって、立地予定地、施設の計画・構造、その維持管理などの安全性について杜撰なものであった。もちろん、公的主体の設置した処理施設が安全だとは断言できない。

第二に、上記と関連して、当該施設は惜しみなく税金投入できる公的施設であったことから、「高密度ポリエチレンシートの二重シート」、「自走式熱融着機で加熱融着し圧接」、「破損防止のため保護マットや保護土」、「漏水を検知するため導電率計設置」、「浸出水の重金属除去設備、微量有害除去設備」などハイテクを駆使した最新設備を備えたもので、フェイル・セーフの構造となっていたことである。この点についても、その安全性の検証には時間を要し、科学的知見の限界の問題もあるので、過信は禁物である⁹¹。見方を変えれば、最新技術であるということは、いまだ安全性について検証がなされていないことを意味する。

大気汚染についても、第三に、家庭用焼却灰の「肥料袋」詰め、晴れた日の「散水・覆土」処理が励行されていたことである。

本決定の評価であるが、以上のような判示は技術に絶対の信頼をおく技術万能主義のきらいがあるし、地形・地質、重量・点圧、地下水・浸透

90 同頁。

91 最新技術・技術論につき、梶山正三「廃棄物紛争の上手な対処法(全訂増補版)」民事法研究会(2004)97、544頁以下の警告が重要である。すなわち、同97頁によると、「しゃ水工の欠陥が明らかになったために、最近つくられる処分場では、2層シート、汚水漏れ検知システム、自動補修システムとしてのグラウト工法などの『最新技術』を宣伝するものが増えている。(中略)いずれも到底信頼できるものではない。2層のしゃ水シート(または1層のしゃ水シートプラスもう1層は粘土しゃ水工)に不織布などの保護層を加えて『5層シート』と称し、さらに漏水検知システム、自動修復システムなどを加えて、『絶対安全』『最新技術』などと称する例が最近目立っている。しかし、1~5年で破損するものを2枚重ねても大した違いはないと考えるのが常識にかなう。このような最新型・次世代型と称する管理型処分場は、出現してからまだ5年余りしか経っていないので、その欠陥が現実的に明らかになるだけの実績が蓄積されていない。このような『最新型処分場』に対し、裁判所はしばしば、『入念に安全措置を採った立派な処分場』と錯覚してしまう。」とされるのであり、同544頁によれば、「中核的技術とその周辺の技術が1つの社会的有用な技術体系を構成する場合でも、それが社会的に有用なものとして認知され、現実には有用なものとなるためには、それを利用し、有効性を高めるための社会システムとそのようなシステムを支える社会的合意が常に必要である。ゴミ政策における技術論は、まさにこのような社会的システムとしての技術論であり、そのための社会的合意形成でなければならぬ。ところが、現実のゴミ紛争の中では、このような技術論の本質を捨象して、二重シートによる安全性の確保、高温燃焼によるダイオキシンの分解、スラグのエコセメントとしてのリサイクル、RDF燃焼の安全性などという、とるに足りない末梢的技術論に、住民も、事業者も、行政もはまり込んでいくのである。(中略)ゴミ紛争に限らず、ゴミの政策論においても、このような社会システム・社会的コンセンサスを抜きにした末梢的技術論争が幅をきかせている。バグフィルタによるダイオキシンの除去、高温溶融炉や処分場の二重シート、検知システム程度の古色蒼然たる技術が『最新技術』という無意味な虚飾をまもって登場し、エコセメントなどという愚にもつかないものが、資源循環型社会形成のための技術だと宣伝される。技術哲学を喪失した技術論に住民運動も市民運動も幻惑され、振り回されている。」という警鐘が鳴らされている。最近の石原産業によるフェロシルトの問題に照らしてみても卓見というべきである。

水、経年・化学変化などによる遮水シート破損のおそれが十分に考慮されていないし、人為的ミスによる事故—これは交通事故のようなもので不可避である—の発生が検討されたとも言いがたい。市町村が設置した一廃処理施設の安全性は、産廃のそれと比較して一般的には高いといえようが、それ自体として安全なものとは到底いえない。

謝辞

本稿の校正には、私のゼミの卒業生で現在、関西学院大学法科大学院に在学中の辻 愛さんに助けてもらった。教務補佐のみなさんにもお世話になった。お礼申し上げます。